

## 環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員会委員長 神崎 浩之

- 1 日時  
令和3年3月4日（木曜日）  
午前10時0分開会、午後3時24分散会  
（うち休憩 午前11時59分～午後1時1分、午後2時50分～午後2時55分）
- 2 場所  
第5委員会室
- 3 出席委員  
神崎浩之委員長、岩城元副委員長、名須川晋委員、千葉伝委員、米内紘正委員、  
小野共委員、佐々木努委員、千田美津子委員、木村幸弘委員、小林正信委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
鈴木担当書記、福土担当書記、及川併任書記、中田併任書記、後藤併任書記
- 6 説明のために出席した者
  - (1) 環境生活部  
藤澤企画理事兼環境生活部長、小島副部長兼環境生活企画室長、  
佐々木環境担当技監兼廃棄物特別対策室長、高橋若者女性協働推進室長、  
高橋環境生活企画室企画課長、高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長、  
前田環境生活企画室放射線影響対策課長、  
菊池環境生活企画室特命参事兼ジオパーク推進課長、  
黒田環境保全課総括課長、佐々木資源循環推進課総括課長、  
谷藤自然保護課総括課長、新沼県民くらしの安全課総括課長、  
佐藤県民くらしの安全課食の安全安心課長、  
武蔵県民くらしの安全課県民生活安全課長、  
藤本県民くらしの安全課消費生活課長、  
古澤廃棄物特別対策室再生・整備課長、  
加藤廃棄物特別対策室廃棄物施設整備課長、  
高井若者女性協働推進室特命参事兼青少年・男女共同参画課長、  
高田若者女性協働推進室特命参事兼連携協働課長
  - (2) 保健福祉部  
野原保健福祉部長、下山副部長兼保健福祉企画室長、  
工藤医療政策室長兼保健福祉企画室総括新型コロナウイルス感染症対策監、

中里子ども子育て支援室長、高橋医師支援推進室長、  
吉田保健福祉企画室特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監、  
大内保健福祉企画室企画課長、  
福士健康国保課総括課長、阿部地域福祉課総括課長、小川長寿社会課総括課長、  
菊池障がい保健福祉課総括課長、浅沼医療政策室特命参事兼医務課長、  
鎌田医療政策室特命参事兼地域医療推進課長、  
日向子ども子育て支援室特命参事兼次世代育成課長

(3) 医療局

熊谷医療局長、三田地医療局次長、小原医療局次長、高橋医師支援推進室長、  
鈴木経営管理課総括課長、一井職員課総括課長、久慈医事企画課総括課長、  
佐藤業務支援課総括課長、菊地医師支援推進室医師支援推進監、  
千田医師支援推進室医師支援推進監

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 環境生活部関係審査

(議案)

議案第55号 令和2年度岩手県一般会計補正予算(第7号)

第1条第2項第1表中

歳出 第3款 民生費

第2項 県民生活費

第4款 衛生費

第2項 環境衛生費

第2条第2表中

第3款 民生費

第2項 県民生活費

第4款 衛生費

第2項 環境衛生費

(2) 保健福祉部関係審査

(議案)

ア 議案第55号 令和2年度岩手県一般会計補正予算(第7号)

第1条第2項第1表中

歳出 第3款 民生費

第1項 社会福祉費

第3項 児童福祉費

第4項 生活保護費

- 第5項 災害救助費中 保健福祉部関係
- 第4款 衛生費
  - 第1項 公衆衛生費
  - 第3項 保健所費
  - 第4項 医薬費

第2条第2表中

- 第3款 民生費
  - 第1項 社会福祉費
  - 第3項 児童福祉費
- 第4款 衛生費
  - 第1項 公衆衛生費
  - 第4項 医薬費

第3条第3表中

1 追加中 8

- イ 議案第56号 令和2年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第2号)
  - ウ 議案第64号 令和2年度岩手県国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- (3) 医療局関係審査  
(議案)  
議案第66号 令和2年度岩手県立病院等事業会計補正予算(第4号)

9 議事の内容

○**神崎浩之委員長** ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、環境生活部関係の議案の審査を行います。議案第55号令和2年度岩手県一般会計補正予算(第7号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費及び第4款衛生費のうち、それぞれ環境生活部関係、第2条第2表繰越明許費補正中、第3款民生費及び第4款衛生費のうち、それぞれ環境生活部関係を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○**小島副部長兼環境生活企画室長** 環境生活部関係の追加提出議案について御説明申し上げます。

令和2年度の補正予算についてであります。議案(その3)の6ページをお開き願います。議案第55号令和2年度岩手県一般会計補正予算(第7号)のうち、環境生活部の補正予算額は3款民生費、2項県民生活費の7,912万円の減額補正、7ページに参りまして、4款衛生費、2項環境衛生費の14億3,176万7,000円の減額補正、9ページに参りまして、12款公債費、1項公債費のうち178万6,000円の減額補正、13款諸支出金、

2項公営企業負担金のうち2,147万6,000円の増額補正であり、合わせまして14億9,119万7,000円の減額補正となり、補正後の歳出予算総額は113億9,009万5,000円となるものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、事業ごとの金額の読み上げは省略し、主な事業を中心に簡潔に御説明申し上げます。

それでは、お手元の予算に関する説明書の112ページをお開き願います。3款民生費、2項県民生活費、1目県民生活総務費であります。右側説明欄の一番下の特定非営利活動法人感染症対策支援事業費は、新型コロナウイルス感染症により活動に影響を受けている特定非営利活動法人に対する感染症拡大防止に要する経費への補助実績が見込みを下回ったことなどから、所要の補正をしようとするものであります。

113ページに参りまして、2目交通安全対策費であります。交通安全指導費の事務費の精査に伴い、所要の補正をしようとするものであります。

次に、3目青少年女性対策費であります。下から二つ目のいわて若者活躍支援強化事業費は、若者グループ等が実施する活動への補助実績が当初見込みを下回ったことなどから、所要の補正をしようとするものであります。

次に、少し飛びまして125ページをお開き願います。4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費であります。説明欄の中ほど、再生可能エネルギー利用発電設備導入促進資金貸付金は、過年度の融資実績等が確定したことに伴い、所要の補正をしようとするものであります。

次の防災拠点等再生可能エネルギー導入事業費は、過年度事業の執行残を国に返還するとともに、今年度の事業進捗に基づき所要の補正をしようとするものであります。

126ページに参りまして、2目食品衛生指導費であります。上から二つ目の乳肉衛生指導取締費は、対米輸出食肉の検査に係る経費等の精査に伴い、所要の補正をしようとするものであります。

次に、3目環境衛生指導費であります。下から三つ目の水道施設耐震化等推進事業費は、市町村等が行う水道施設の耐震化等に要する経費への補助額が当初の見込みを下回ったため、所要の補正をしようとするものであります。

127ページに参りまして、中ほどの産業廃棄物処理施設整備事業促進費は、一般財団法人クリーンいわて事業団による産業廃棄物管理型最終処分場の整備に要する経費への貸付額の確定等に伴い、所要の補正をしようとするものであります。

次に、4目環境保全費であります。二つ目の休廃止鉱山鉱害防止事業費は、旧松尾鉱山における坑道埋め戻し工事等に要する経費について、所要の補正をしようとするものであります。

128ページに参りまして、5目自然保護費であります。三つ目の自然公園施設整備事業費補助は、宮古市が行う国立公園内の施設の整備に要する経費への補助額が確定した

ことにより、所要の補正をしようとするものであります。

次に、6目鳥獣保護費であります。三つ目の指定管理鳥獣捕獲等事業費は、ニホンジカやイノシシの生息状況調査に要する経費等について、所要の補正をしようとするものであります。

129ページに参りまして、7目環境保健研究センター費は、同センターに係る管理運営費等の精査に伴い、所要の補正をしようとするものであります。

次に、大きく飛びまして225ページをお開き願います。13款諸支出金、2項公営企業負担金、1目公営企業負担金のうち当部関係は、説明欄の二つ目、電気事業会計負担金及び次の工業用水道事業会計負担金であります。これはいずれも企業局における在宅勤務体制強化のための環境整備に要する経費について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、一般会計から繰り出しをしようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その3）にお戻りいただきまして、11ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正のうち当部関係は、12ページに参りまして、3款民生費、2項県民生活費の1億6,721万9,000円と、13ページに参りまして、4款衛生費、2項環境衛生費の11億1,995万6,000円の合わせて12億8,717万5,000円ですが、これは補助事業者の事業実施が遅延したことや計画の調整に不測の日数を要したことなどから、翌年度に繰り越して事業を実施しようとするものであります。

以上で追加提出議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**神崎浩之委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**千田美津子委員** 1点ですけれども、126ページの水道施設耐震化等推進事業費であります。市町村の耐震化に対する見込みを下回ったためという、理由はそのとおりののですが、ただ耐震化は、新型コロナウイルス感染症の関係があるとは思えないのですけれども、やはり計画的に進める必要があると思うのですが、どういう理由で下回ったのかお聞きします。

○**新沼県民くらしの安全課総括課長** 水道施設耐震化等推進事業費でございます。国から交付金という形で一旦県がお金をいただきまして、県が市町村に配分しているという流れになっております。

市町村から要望額を取りまとめまして、国に要望額として上げております。一方、県のほうで当初予算要求に盛り込む際には市町村の要望も踏まえながらも、その要望額が、後で少し事情が変わっても対応できるように、当初予算に少し余裕を持った形で、少し多めに国には要望をしております。それで、結果的にその年度の工事が進んできまして、事業の見込みが立った時点で精算するということで今回補正をさせていただきました。市町村の要望額に全然応えられないということではなくて、市町村の要望は満たした上での減額という形でございます。

○**千田美津子委員** わかりました。耐震化の予算は、市町村の要望には十分応えて、か

つ余裕を持った申請をしているということでした。そうするとこの間の耐震化計画については順調に進んでいると言えるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○新沼県民くらしの安全課総括課長 水道施設の耐震化の状況でございます。基幹管路の耐震化率でございますが、全国が 25.4%に対しまして、本県は 49.5%となっております。全国平均が 40.9%ということで、全国平均を上回っている状況でございます。

あと浄水施設、配水池の本県の耐震化率でございますが、28.4%と 39.4%ということで、こちらは残念ながら全国平均がそれぞれ 32.6%、58.6%で、全国平均を下回っている状況でございます。市町村の水道施設の耐震化予算については、災害が起きても水道は適切に供給していただく必要がありますので、市町村の要望を踏まえ、国にも十分な財源を確保していただくようお願いしながら配分してまいりたいと考えております。

○千田美津子委員 済みません、一つ確認なのですが、最初の答弁では岩手県が 49.5%、それに対して全国が 25.4%とお答えがあつて、全国平均が 40.9%と言われたのですが、どれが正しいのですか。

○新沼県民くらしの安全課総括課長 大変失礼しました。耐震化適合率という率がございまして、岩手県が令和元年度は 49.5%でございます。対しまして全国が 40.9%ということでございます。私のほうで間違った数字を申し上げました。大変申し訳ありません。

○神崎浩之委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって環境生活部関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から岩手県消費者施策推進計画（2020～2024）の策定についてほか2件について発言を求められておりますので、これを許します。

○藤本消費生活課長 岩手県消費者施策推進計画（2020～2024）最終案の策定について御説明いたします。

お手元に配付しております資料ナンバー1の岩手県消費者施策推進計画（2020～2024）の策定について、資料の1枚目、A4の資料をごらんください。この計画につきましては、昨年10月9日の本常任委員会で素案を御説明したところであり、その後、3、パブリックコメント等の状況にありますとおり、令和2年10月から11月にかけてパブリッ

クコメント及び県内4カ所で地域説明会を行ったところです。パブリックコメントと地域説明会では合わせて16件の意見が寄せられましたが、意見と計画の趣旨が同一であるなど、素案の修正を要する意見はありませんでした。

なお、それ以外の修正といたしまして、岩手県消費生活審議会委員からの意見を踏まえ、本日冊子でお配りしております計画（最終案）本文の巻末参考資料に身近な消費者トラブル事例と対応についての例示を追加したところでございます。また、そのほか関係室課による確認を踏まえた所要な修正を行いまして、最終案としたところです。

本日の本常任委員会での御報告を踏まえ、今月中に計画を策定の上、高齢化の進行や成年年齢引き上げに対応し、特に高齢者と若年者を対象とした消費者教育や消費生活相談対応等を進めてまいります。

以上で説明を終わります。

**○佐々木資源循環推進課総括課長** 第三次岩手県循環型社会形成推進計画（第五次岩手県廃棄物処理計画・岩手県ごみ処理広域化計画）の策定について、資料ナンバー2により御説明申し上げます。

資料2-1をごらんください。本計画につきましては、令和2年12月4日の本常任委員会で素案を御説明したところであり、その後、3にありますとおり、令和2年12月11日から令和3年1月12日にかけてパブリックコメント及び市町村への意見照会を行いました。意見の提出はございませんでした。

パブリックコメント終了後の策定経過についてですが、4にありますとおり令和3年2月5日に岩手県環境審議会から計画の基本的方向について答申いただき、関係室課による確認を踏まえ、本日の最終案としたところです。今後は、今月中の計画を策定、公表の上、ライフスタイル全体での徹底的な資源循環の推進など、地域循環共生圏を3Rで支える持続可能ないわての実現に向けた施策を展開してまいります。

以上で第三次岩手県循環型社会形成推進計画の策定についての御報告を終わります。

**○佐藤食の安全安心課長** 岩手県食育推進計画最終案の策定について御説明いたします。

お手元に配付しております資料ナンバー3-1の岩手県食育推進計画の策定についてをごらんください。この計画につきましては、令和2年12月4日の本常任委員会で素案を御説明したところであり、委員会での御指摘を踏まえ、計画案がより伝わるよう概要版を一部修正し、3にありますとおり、令和2年11月から12月にかけてパブリックコメント及び県内4カ所で地域説明会を行ったところです。

パブリックコメントと地域説明会では、合わせて7件の意見が寄せられ、県民が食育に関心があるかどうかに係る言及はあるが、県民による取り組みに係る言及がないという御意見を踏まえ、県民による食育の取り組み割合が増加していることを示す資料を追加するなど、素案の一部を修正しております。

本日の本常任委員会での御報告を踏まえ、今月中に計画を策定の上、第16回食育推進全国大会inいわてを初めとした食育推進運動の展開や、生涯にわたる健全な食習慣の

形成等に取り組んでまいります。

以上で説明を終わります。

○**神崎浩之委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○**名須川晋委員** それでは、私からは花巻市の旧新興製作所跡地の関係で質問させていただきます。前に担当課にはお聞きしておりました、もうちょっとオフィシャルな場で質問してほしいという地元の要望もございましたので、あえてこの場で質問をさせていただきます。旧新興製作所跡地には、ただいま瓦礫、コンクリート殻がございまして、解体廃棄物が長期間にわたって放置されています。また、PCB廃棄物の不適正な保管ということも明らかになっておりました、もとあったところから移動をしているという状況があるようでございます。これについて県としては、花巻市からも要望が出ているようでございますが、現状と課題認識について、まずはお聞きします。

○**佐々木資源循環推進課総括課長** これまでの経緯と現状、課題認識についてであります。旧新興製作所跡地については、現在の所有者が解体工事を発注し、平成28年から解体工事が進められてまいりました。しかしながら、解体業者への費用未払いなどにより工事が中断したため、敷地内に解体途中のコンクリート殻などが残置されております。崩落等が発生しないように処置はされております。解体途中のコンクリート殻などは、県南広域振興局花巻保健福祉環境センターにおいて所有者に対し、今後の処理計画について廃棄物処理法に基づく報告を求め、適正な処理を指導しているところでございます。

一方、PCB廃棄物については、建物内に適正に保管されている状況です。PCB特別措置法において処理期限が定められていることから、県南広域振興局花巻保健福祉環境センターにおいて期限内に処理するよう所有者に指導を継続しているところでございます。

○**名須川晋委員** ありがとうございます。その所有者とはしっかり連絡がとれているのか。そして、PCB廃棄物の保管ですが、一応、適正に保管されていると答弁がありました。が、実際どういうところにどういう形で保管されているのかということと、処理に当たってはPCB特別措置法に期限がありますけれども、これはいつまでで、しっかりとその所有者に連絡がつかなければこの処理がなされない可能性もあるのではないかと懸念もありますが、その点についてお聞きします。

○**佐々木資源循環推進課総括課長** 先ほども申し上げましたが、支払いに関して今までもめておりましたが、その後この問題が解決したということで、所有者に対しては連絡がとれており、報告徴収文を渡して報告を待っているところでございます。

また、PCB廃棄物の保管状況ですが、不適正な状況で保管されておりましたが、敷地内にある屋根のかかった建物に現在は保管されておりました、その状況は県南広域振興局花巻保健福祉環境センターが確認しております。なお、高濃度のPCB廃棄物の処理期限は令和4年3月末までとなっております。

○**名須川晋委員** もう一度確認ですが、令和4年3月までということで、あと1年です



ね。所有者としっかりと連絡がとれていて、その処理をしてくれる感触があるということでもよろしいのでしょうか。

また、花巻市外の委員の方も多のですが、花巻市では一等地といたしますか、旧お城の下ということで公園にも、あるいは開発計画もありまして、市民にはそういうふうに思われるような場所で、さまざまな活用方法もあるわけがございます。そこで甚だ県にとっても降って湧いたような話で、しかもコンクリート殻を処理してほしいという花巻市からの要望、要請もあるようですが、これにも多額の費用がかかるということで、非常に困難な問題に直面していると思います。コンクリート殻の処理も含めて、いずれ今の状況ですと景観も悪く、開発もできないという袋小路に陥っているわけがございます。本来であれば所有者が適正、適切に処理をするべきでありますけれども、なかなかそれも難しいということがございますから、積極的な答弁を求めたいところではございますが、もう一度その状況についてお聞きします。

○佐々木資源循環推進課総括課長 私も現地を確認しておりますが、景観の問題というのは認識しておりますが、PCB廃棄物に関しては補助制度もありまして、これを活用するように引き続き所有者に対して指導を行っていくとともにコンクリート殻についても同様に指導していくということで、県南広域振興局花巻保健福祉環境センターと花巻市を含めて情報交換しながら対応していきたいと考えております。

○名須川晋委員 ありがとうございます。いろいろと大変な状況だという認識をしております。いずれあと1年ということで、そのPCB廃棄物の処理についても補助があるということですから、しっかりと連絡がとれているようにはお聞きしましたが、果たしてそこに真摯な対応がとられるかどうかというのが一番の問題だと思います。法律に照らし合わせて、しかもその法律が終わってしまうということもありますので、この1年でこの問題については、きちんと解決していただくようよろしくお願いいたします。

○木村幸弘委員 ただいまの質問に関連して確認をしたいと思いますが、所有者とのコンタクトの関係で、支払いについては解決したということと、それから報告徴収文を待っているという答弁がありましたけれども、改めて解体事業者と所有者との間で支払いの問題が解決したというのは、時期的なものもしわかれば教えていただきたいのと、それに基づいて報告徴収文を待っているということですが、期限を切ってこの所有者からの報告を待っているということなのか、確認したいと思います。

○佐々木資源循環推進課総括課長 所有者である会社から解体業者に対する支払いの問題があったということで、これについては裁判所でも係争が行われていましたが、その問題が解決したということでございます。

また、報告書の提出ですけれども、1月に文書を発出しており、早急に提出を求めているところでございます。

○木村幸弘委員 具体的な期限とかがなかなかはっきりしないのですけれども、名須川委員からも指摘があったとおり、非常に長期間にわたって花巻市の景観を損ねると同時

に、やはり市民に不安を与える問題です。所有者と解体業者との間で、裁判で係争があったものですから、時間がかかるということはわかるのですが、いずれ今答弁いただいたとおり、一定のめどが立ったと理解しております。適切な指導はしっかりとやっていただいて、早急に解決に取り組んでいただくように要望しておきたいと思っております。

○米内紘正委員 私からは、岩手県食育推進計画の最終案について質問したいと思っております。

先ほどの説明では、パブリックコメント等あって、概要のところを少し修正したということでしたが、詳細のところをもう一度教えてください。

○佐藤食の安全安心課長 具体的な修正の箇所でございますが、本編の29ページをごらんいただきたいと存じます。本編の29ページには食育の関心についてアンケート調査結果、そして数字を記載しているところですが、次のページを開いていただきますが、食育の取り組みといったところがございます。これが新たに年度を追ってどういった形で取り組みが動いていくか、数字も含めてわかりやすい形で掲載することといたしております。大きな修正につきましては、ここの部分ということになります。

○米内紘正委員 どういった意見に対して、どういった修正をしたのですか。

○佐藤食の安全安心課長 具体的な意見でございますが、食育に関心があるかどうかに係る言及はあるが、取り組みに係る言及がない、先ほどの繰り返しになりますが、こういった御意見をいただきました。これにつきまして、先ほどの箇所につきまして年次ごとの変化がわかるデータを追記する、食育の取り組みについても記載し、全部反映という形で対応したところがございます。本件に関しては以上となります。

○米内紘正委員 今意見があった取り組みに係るところなのですが、その意見を出された方がどういう思いでされたのかというのは、私は想像することしかできないのですが、このアンケートを1個追加しただけで、果たしてそういうことを求めているのか疑問に感じています。一体どういった取り組みをするのかという、より実践的なところ、県民が一体何をするのかというところがもう少しあったほうが良いという意見だったのかなと思うのですが、実際に今回最終案を策定して、令和3年度以降の事業展開をしていく上で、具体的な事業、今後の展開というのはどういうふうを考えているのかお聞かせください。

○佐藤食の安全安心課長 岩手県食育推進計画につきましては、現在策定作業を進めている国の食育推進基本計画を基本とするということで定めているところがございます。現在国では計画の柱として3本掲げておりまして、生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進であったり、持続可能な食を支える食育の推進、新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進、この三つを柱として進めているところがございます。

県といたしましては、この国の三つの柱に沿った形で、例えば具体的な内容といたしましては、国で掲げる重点課題に対応した基本的な視点を取り入れまして、新しい生活様式に応じた健全な食習慣の実践への支援であったり、環境に配慮した食生活の推進、

主にはこういったところになります。あとはデジタル化というところをお願いしておりますので、SNS等、これまであまり利用してこなかった部分についての情報発信を取り入れていきたいと考えております。

**○米内紘正委員** 国のほうで大きくデジタル化に対応した食育の推進を掲げておりますが、岩手県の最終案の中では、大きくは書かれておらず、SNSに対応した情報発信というところで小さく出ています。私はデジタル化のところを県の計画にのせてほしいと言っているわけではなく、食育というのはデジタル化とはあまり相入れないと思っております。今回私が質問したいのは、具体的な実践をどうするのかというところでありまして、以前この委員会でも佐々木努委員から出たと思うのですが、食育の推進というスローガンを掲げてやっても、県民の食育大会とか、講座とか、スローガンをつくらうとか、結局情報発信であるとか機運醸成みたいなものしか出てきていないのです。実際に食育というのは何なのかと考えたときに、食べなければ始まらないわけです。結局食べて、それをどうするのかというところを基本にしなければいけないのに、予算のところほとんど大会とか、講座とか、口で言われても食育というのはわからないのです。

食育というのはすごく大切なところだと思っていて、環境生活部だけではなくて、健康面、予防、未病というところで医療費の適正化、医療のほうにもつながっていきます。農林水産物の地場産業の振興から食育、味覚というもののレベルが上がっていけば、三つ星レストランであるとか、飲食産業の振興にもつながっていきます。食品ロスの部分もありますけれども、プラス教育と、今はSDGsですね。計画と具体的な事業を聞いていると岩手県の食文化の継承と多岐にわたる中で、なかなか事業と結びつけていないのではないかと感じます。この多岐にわたるというところを環境生活部だけで事業を立てようとしているのか、それとも部門横断的に農林水産部とか、教育委員会とか、保健福祉部とか、いろんなところを巻き込んでやっているのか、その現状というのはどういう体制になっているのかお聞かせください。

**○新沼県民くらしの安全課総括課長** 委員御指摘のとおり、食育はまさにいろいろな分野の方の取り組みによって、個人の意識であったり、親御さんの意識であったり、そういうところに働きかけをして、それで意識を変えて取り組んでいただいて意識が高まるというもので、おっしゃるとおり我々だけでできるところというのは限界があるというふうに感じております。

ですので、食育推進計画をつくる時は関係部局でどういった取り組みをしていただけるのかということも聞いた上で、計画の内容にまとめて落とし込んでいただいているところがございます。例えば学校現場における子供への指導ですとか、健康の分野における保健師の地域への栄養活動ですとか、または農林水産業体験とか、そういったところを地道に積み上げていくと。なかなか特効薬というのはないと思っております。そういったところを地道に諦めずに取り上げていくということは大事ということで、そういった内

容は盛り込ませていただいたと考えております。

○**米内紘正委員** ぜひ農林水産部だったり、教育委員会と連携して、来年度は具体的な事業というところで言うと、これまでどおりの大会だったり、出前講座だったりとか、今やっているところの支援だったりとか、そういう形になるかもしれないのですが。食育というか味覚教育ということで言うと、フランスの例では、皆さんも御存じかと思えますけれども、幼稚園から小学校低学年ぐらいのときに実際に食べる、食べ比べる、それを言語化する。言語化することで、実際何なのか。こっちのハウレンソウとこっちのハウレンソウの味比べをするというところで、それでやっとなんで育っていくと思うのです。ジャンクフードに20年間慣れた人が、21歳からやろうと思ってもこれは多分できないと思うのです。小さいときにやっぱり味覚のところ、そこで慣れておけば、例えば輸入した安い野菜と地場産のハウレンソウ、ちょっと高いけれども、こっち買おうかなとなると思います。これは本当に地道な取り組みで、何十年とか、20年とかかかってしまうと思うのですが、ぜひ今から教育現場で、スローガンとかつくるのではなくて、実際に食べる、それを言語にするというような取り組みを進めていただきたい。これは環境生活部だけでは難しいと思うので、とにかく連携してやってほしいと思うのですが、企画理事兼環境生活部長に所見をお聞きして終わりにしたいと思えます。

○**藤澤企画理事兼環境生活部長** 今委員から御指摘をいただきましたが、岩手県食育推進計画は施策の方向として望ましい食習慣の形成ですとか、あるいは食育の推進、そして3番目に今委員が御提案なされたことと関係しますが、食料供給県としての特性を生かした食育の推進という、これは岩手県の大きな特徴でございます。岩手県の素晴らしい食材を子供のころから県民が味わう、そして消費するといったような、地域産業と結びついて、食育を広めていこうといった姿勢もお示したところでございます。

そして、郷土料理のレシピの収集とか保存ということで、そういった食材を生かして健康な体をつくろう、あるいは心身ともに健やかに過ごしていきたい、そういった願いも込められております。食料供給県としてのそうした特徴を生かしながら、地域に根差した食育を推進していこうということで、私どもだけではやはりできませんので、農林水産部、教育委員会、あるいはさまざまな関係の部署が連携をしながら、この新しい岩手県食育推進計画に沿って具体的な取り組みを確認しつつ進めてまいりたいと思えます。

○**佐々木努委員** 大きく3点についてお聞きしたいと思えます。

最初に、先ほど説明がありましたが、岩手県ごみ処理広域化計画についてお聞きしたいと思えます。次期岩手県ごみ処理広域化計画ではごみ処理の広域化について、県内6ブロックにそれぞれ一つずつの焼却施設を設置ということで県で計画を立てたということでありましてけれども、現実には前期岩手県ごみ処理広域化計画において計画を達成したのは3ブロックということで、残りの三つのブロックは前に全く進まない、あるいは現在協議中ということのようであります。

そういう中で今回、第三次岩手県循環型社会形成推進計画を策定するに当たってパブリックコメント、あるいは市町村の意見聴取等をされたということですが、パブリックコメントはゼロ、市町村の意見もなかったということでしょうか。

○**佐々木資源循環推進課総括課長** 第三次岩手県循環型社会形成推進計画を策定するに当たりまして、パブリックコメント実施時に市町村に意見を照会しているほか、策定途中の令和2年9月の中間案の段階でも市町村と一部事務組合及び広域連合に対して意見照会を行っております。そこで寄せられた意見は、計画に反映されて策定をしてきたという経緯がございます。

○**佐々木努委員** そうしますと、市町村としては県の計画、6ブロックそれぞれに1カ所という計画で問題ないという認識でいいですか。

○**佐々木資源循環推進課総括課長** そのように認識しております。

○**佐々木努委員** わかりました。例えば県南ブロックについては一関地区広域行政組合と奥州金ケ崎行政事務組合のほうでそれぞれ施設を長寿命化させて、これからもそれぞれ処分していくという方針でありますけれども、それと今回の計画との整合性というのはどうなりますか。

○**佐々木資源循環推進課総括課長** 奥州金ケ崎行政事務組合の施設ですが、これは最近長寿命化を行ったということと、一関地区広域行政組合に関しては今後用地を選定して新しく設置をするということは認識しております。その上で、将来的に今回岩手県ごみ処理広域化計画については期限を定めております。将来的に一つにするということで、各市町村と意見交換をしております、将来を見据えて6ブロックということで考えております。

○**佐々木努委員** そのとおりののだと思いますけれども、県の目指すべき方向性とそれぞれの地域の実態が合っていないのではないかと、無理に6ブロックに施設をつくらうとしているのではないかと、一県民としてはそのように思えます。それに縛られることによって、それぞれの地域なり自治体に影響が出なければいいと私は思うわけですが、やっぱりそういう計画にしなければならぬのですか。1ブロックに必ず一つだというふうな、そういう目標を立てていかなければならぬのですか。人口減少も進んできていますし、それから国のほうは2050年には二酸化炭素排出を実質ゼロにするという計画も立てている。岩手県でさまざまな環境施策において、ごみの減量化あるいは二酸化炭素の削減の取り組みを進めていく中で、いろいろな状況、環境の変化がある中で、これに固執することがどうも私には理解できないし、そもそもこの計画を立てるに当たって県民の意見がどれだけ反映されたのか。国あるいは県主導で全て進んでしまって、もう身動きがとれなくなっているのではないかと思うわけですが、いかがでしょうか。

○**佐々木資源循環推進課総括課長** 岩手県ごみ処理広域化計画に関しては、資料編の55ページなのですが、今後の人口減少を見据えたごみ処理量の将来推計をもとに計画を新たに定めたということがございます。このように廃棄物量がブロックごとにどんどん減

っているという状況で、その中で持続可能なごみ処理の体制を確保するということを大前提として計画を策定しております。今後この方針に基づいて市町村とは協議を重ねていきたいと考えております。

○**佐々木努委員** そうすると、この1ブロック1施設ということについては、これから考えを変えろということはないということでもいいわけですね。確かに人口減少でごみの量は減っていくと思います。搬送の距離とか、そういうものは変わりません。岩手県が小さくなるわけでもありませんので、その搬送距離というのは変わらず、集約することでむしろ遠くなることが考えられ、不便になるというか、それできざまな問題も起きてくる。もちろん一つにして、ある場所につくろうとすれば、さまざまな環境面の問題とか、住民感情の問題とか起きてくるわけでありまして、無理に進めようというやり方であると、かえって進むものも進んでいかない、もう少しこの計画についても柔軟なものにすべきだったのではないかと、そのように感じました。

いずれ県南ブロックにおいては、多分県の考えのとおりには岩手県ごみ処理広域化計画の中でも進まないと思いますし、私としてはそれは仕方がないというか、むしろそうしなくてはならないのではないかと考えているわけでありまして、ぜひ県には柔軟な対応をしていただきたいということと、引き続き市町村との意見交換は十分にされて、市町村の意見を酌んでほしいと思います。

また、県央部の施設についてもさまざま議会でも問題になっておりますけれども、やはりこれについても県としては柔軟に対応すべきだというふうに思います。

二つ目、若者活躍支援についてお聞きします。県の若者活躍支援の目玉事業として若者文化祭が始まって、去年はいわてネクストジェネレーションフォーラム2020が開催されました。また、いわて若者カフェにも取り組んでいるということで、この二つの実績についてお示してください。

○**高井特命参事兼青少年・男女共同参画課長** 若者活躍支援の施策についてお尋ねいただきました。まず、いわてネクストジェネレーションフォーラムですけれども、多様な分野で活躍する若者同士の交流促進やネットワーク形成を基本として昨年度から開催しているものでございます。今年度のいわてネクストジェネレーションフォーラム2020は、新型コロナウイルス感染症の問題もございましたので、新たにインターネットを組み合わせて開催いたしました。8団体による実際のブース出展もございました。また、6団体によるステージ発表、18団体によるオンライン出展を行いました。オンライン視聴者を含めまして、11月7日、8日の2日間で、延べ5,000名を超える方に参加いただいたところでございます。

もう一点お尋ねいただきましたいわて若者カフェでございますが、平成29年7月に岩手県公会堂の地下に、誰でも参加できる若者同士の交流や若者の主体的な活動の場として開設したところでございます。このいわて若者カフェには、さまざまな分野で活躍して豊富な経験といろいろなネットワークを生かして若者の活動を支援する、カフェマス

ターを 12 名配置しております。このカフェマスターによるカフェミーティングなどで、本県で活躍している若者の取り組みを紹介するなど、若者の交流やネットワーク形成の促進を図っているところでございます。

○**佐々木努委員** 私も若者文化祭が始まってから毎年様子を見に来ることにしておりますが、果たして今年度はどうかなと思っていただけですが、確かにコロナ禍での開催ということで大変だったと思いますし、入場者もある程度減るだろうなと思いましたが、私は寂しかったなと思えました。第 1 回目のほうがよっぽど人が集まってきましたし、活気もあったけれども、何のために開催したのかなというのが私の率直な思いです。

そこでお聞きしますが、環境生活部の若者支援というのは誰を支援することを想定していますか。

○**高井特命参事兼青少年・男女共同参画課長** 若者活躍支援の対象者という御質問でございました。そもそもこの取り組みを始めたきっかけとしましては、東日本大震災津波の後、いろいろ若者の活動などが活発になってきて、そういった取り組みをぜひ岩手県も支援しようということでございます。もう一つは、今、人口減少という大きな問題もございまして、我々としては岩手県で活躍する若者をぜひふやしていきたい。こういったいろいろな取り組みを御紹介して、活動している方とこれから活動したい方をつなげるような取り組みによって、岩手県で活躍する若者をふやしていきたいというような思いでやっているところでございます。

○**佐々木努委員** これは、もう何回も私はしゃべっているのですけれども、結局こういうイベントとか、そういうものに来る方々というのはごく限られた方ですし、ごく限られた地域の方です。岩手県は、もちろん県南、県北、沿岸、たくさん若い方々がいらっしゃるし、若者の活躍というのは一体何だろうなという、いろんな定義があると思うのですけれども、環境生活部がやっている若者活躍支援というのが、そういう県内全域で頑張っている若者に目を向けたものなのか、そうではないのか、私にはちょっとわからない。何か無理にやっている。どうやっていったらいいのかとか、何をやっていったらいいのかということがわからないうちに、では今年は少しこういうところを変えて、このイベントをやってみようとか、そういうふうにしかなども見えない。そうであればむしろそれぞれの部局で、例えば農林水産部であれば、担い手として一生懸命活躍している若い人とか、いろんな分野、部門で活躍している方々の支援というところにスポットライトを当てていくほうがよほど、若者支援頑張っているのだなというふうに伝わってくる。イベントをやって、盛岡市内でカフェをつくって、では県南は、沿岸は、県北は、そこを使うことが一度もない方が多分たくさんいらっしゃる、そういうやり方でいいのかなというふうにごく思うわけです。それぞれの地域、地域で団体に所属して活動していなくても、個人で頑張っている人でも、農業をやっている人でも、普通に会社に勤めている人、工事現場で働いている若い人、そういう人たちにやっぱり目を向

ける、そういうことをぜひ考えてほしい。イベントがたくさんなので、本当に考えていただきたい。企画理事兼環境生活部長、何か所感があったらお願いします。

○藤澤企画理事兼環境生活部長 今年度のいわてネクストジェネレーションフォーラム2020で、地方創生アイデアコンペというものがあまして、関係人口に着目し、岩手県をさらに盛り上げるにはというテーマでもって、県内から集まった若者の10グループぐらいでそれぞれのアイデアを競っていただきました。そこでネクジェネ賞を取ったのが大学生の農業のコミュニティサイトづくり、それから若者カフェ賞が関係人口の増加の次の時代を担う人材の育成ということで、とても独創性にあふれたすばらしい提案でございました。県としてもこれらの提案をブラッシュアップするために、それぞれカフェマスターの方をおつけして、それを実現化するお手伝いをしようということをやっております。

委員からもっと広いターゲットをというお話がございましたが、今回ウェブで5,000人の方がごらんになったということで、まず一つのきっかけづくりになったかと思っています。

東日本大震災津波後多くの若者の方々が県外から支援に来て、そしてそのまま定住されて、地域のためにいろいろ力を尽くされています。そして、地元の若者の方々も、本来であればちょっと県外に出ようと思っていたけれども、やはり東日本大震災津波を契機に使命感を持って地域づくりをやっているかと、そういったような方々もいらっしゃいます。それは一つの例ですけれども、地域づくりを進めていくためには、やっぱり若者の力というのがこれから非常に大きな鍵になるというふうに私どもは考えており、地域を活性化するためにそういった若い人たちに活躍してほしい、地域づくり、ボランティア、企業あるいは文化活動のあらゆる場面でそういう活動をしてほしいと考えております。それを取り上げることによって、ほかの若い人たちも、ああいうふうなことができるのだとか、ではちょっと話を聞きに行ってみようかなとか、あるいは自分一人だとなかなか難しいけれども、ああいう人たちと知り合いになって、ちょっと何か自分にもできないかとか、そういうような形で取り組みが広がればいいなということで私どもはやっております。委員からいろいろ御指摘をいただきましたので、中心になる若者だけではなくて、もっとさまざまな形で、広範囲に広がるような形で今後も進めていければと思っております。

○神崎浩之委員長 佐々木努委員に申し上げます。議会運営委員会で申し合わせた質疑の目安とする時間を超過しておりますので、議事の進行に御協力をお願いいたします。

○佐々木努委員 それでは、もう一つ聞こうと思いましたが、時間なので取り下げます。

○千田美津子委員 私も佐々木努委員と同じごみの広域処理についてと、あと3Rの推進ということで2点お聞きしたいと思います。

改めて57ページの計画を見ていまして、私も県南ブロックはもう一定の方向で動いているのではないかと感じて、非常に違和感を感じました。というのは、第三次岩手県循



環型社会形成推進計画は5年間の計画ですよね。ですから、将来的にずっと10年以上先のことはわかりませんが、この5年間の計画の中でやっぱり断定しているのですよね、集約化を進めると。それがおかしいのではないかと思います。それで、その次のところに集約化に当たってということで、長寿命化、延命化を検討しますと、私はこの順番が違わないのではないかと思います。県民の負担、それから人口減少によってごみが減るだけではなくて、3Rとかごみの減量化をもっともって県民運動として進める、そういう中でごみを減らすのが第一であって、県の役割はそういうところに力を注ぐべきだと思います。それが順番が逆になっているのです。市町村長、県民の意向よりも広域化を進めるということが大前提になっていることが、おかしいのではないかと思います、その点お聞きします。

それから、県央ブロックについてもいろいろ議論があります。それらの手順が違っているのではないかと思いますし、それから県北ブロックについてはどんな状況にあるのか、まずその点お聞きします。

○佐々木環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 今千田委員から御意見いただきました、第三次岩手県循環型社会形成推進計画において、まず3Rを進めるべきではないかということで、それはそのとおりでございます。我々がごみの減量化というのを第一に考えて進めるという中で、県内の市町村へ、一般廃棄物の処理については技術的助言をするという立場から、今後の人口減少ですとか、そういうときに持続可能な施設をどう運営するか、この計画で助言するというところで記載させていただいております。あとは委員御指摘のとおりまず3Rを推進しながら、どういう施設を推していくかということを考えていく計画でございます。

その中におきましては、やはり各ブロックでのお考えというのを大事にしながら、まず長寿命化をして一つにするだとか、いろんな地域の事情があると思いますので、そうしたところを考えながら、あとは地域で進めていただきたいということでございます。

したがって、県央ブロックでも今ロゴを一つにするとか、そういうことが取り上げられていますけれども、まずはそういう地域での3Rも考えていく、そして施設整備を考えるということだと考えております。

あと県北ブロックにつきましては、二戸地区広域行政事務組合と久慈広域連合でそれぞれまだ施設が使えると、長寿命化できるという立場で今、長寿命化工事にかかり、もうすぐ終わるところもあるという状況です。そういった今の施設を大事にしながら、将来的にはそのブロックで、人口減の中で、さらなる持続可能な施設の運営ということを考えてときに、一つにしていくことが大事ですという形で、県として技術的助言を出しているものでございます。

○千田美津子委員 今の答弁だと、県はあくまでも技術的な助言をしているということでありまして、ただやっぱり第三次岩手県循環型社会形成推進計画を見ていきますと集約化を推進する必要があると、そしてその先頭に立って県が計画を立てるとい

うふうに読みとれるのです。答弁にもありましたが、やっぱり長寿命化、そして延命化をそれぞれのところで検討してもらって、長寿命化すれば10年とか、まずそういう形で延びると思うのです。その上でさまざま検討するということはあるかもしれませんが、この5年間の計画の中で広域的処理を推進すると書かれると、やっぱりこれは問題があると思います。本来県がやるべきは、3Rとかであり、市町村がいろいろごみの減量化に頑張っていますけれども、それらは県が主導というよりも市町村で頑張っているのです。私は、それではなくて、県が率先して岩手県のごみの減量化を、人口減少だけではなくて、施策としてもっともっと進める、そして環境にいいまちを、県をつくるという、そういう観点がもっと大事でないかと思うのです。

広域化すると、先ほど佐々木努委員からもお話がありましたが、将来的にはどうなるかわかりませんが、遠距離を走ると排気ガスなど、かなり問題があって、私たちも議論をしてきました。そういう中での長寿命化を選択しているわけですから、順番が違くと大きく私たちの印象が違ってきます。せっきくの循環型社会の計画なのに、広域化というのが目につくような形になっているので、今後の運営も含めて、ぜひそれらは検討していただきたいと思います。

それから、3Rの部分では、施設が傷むのは特に生ごみで、水分を多く含んだごみの減量化がどこでも課題だと思います。いろいろなものを使ってそれらを市町村で少なくするような取り組みはやってきたのですが、だんだん面倒くさくなったりとか、そういうのがあって落ちてきているような気がするのです。その辺はどのように見ているでしょうか。

○佐々木資源循環推進課総括課長 生ごみの問題に関しましては、県でも最近ごみがふえているという状況を踏まえ、来年度事業の中で減量策を市町村とともにやろうと。今まで生ごみ削減を市町村に指導はしてきましたが、県の事業としては考えていなかったものですが、予算要求上ではありますけれども、そういう対策も来年度、当課で市町村と連携して生ごみの削減に取り組んでいこうという施策を展開する予定になっております。

○千田美津子委員 本当は、ごみに入れて出したほうが楽なのです。つつい楽なほうに流れるのですけれども、焼却場を延命化するため、各自がどの程度の努力をしてもらえば長寿命化できますよ、ひいては税金の投入が少なくなりますよという形で、やっぱり教育的な指導を県が行うとまた違うと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう一つ、リサイクルの部分で非常に気になっているのが、今トレーのふたにいろんなものが貼ってあって、それを除去するのにみんな苦勞しているのです。事業者もそういう循環型社会の責務の中でいろいろやらなければならないことがあると思うのですが、もっと皆さんが処理しやすい、そういう状況をつくるために、市町村ではなかなか指導ができないのですけれども、県として処理しやすい形態を事業者にも求め

ていくということが、私は必要かと思うのですが、どうでしょうか。

○佐々木資源循環推進課総括課長 プラスチック容器に関しては、削減策も含めて重要な課題であると認識しております。容器包装リサイクル等でリサイクルされているプラスチックごみもございますが、そういうものを積極的に進めるために、エコショップ認定制度ということをお県の施策として、資料の41ページに載っているのですが、コンビニとか、今270店舗のエコショップをお県で認定しております。こちらと協力してトレーの回収などを積極的にやっていただいております。今後もう少し積極的に消費者に働きかける、また製造業者に働きかけるなどといった取り組みをエコショップの認定店とともにやろうということで、これについては市町村とも連携して認定を行っております。市町村、エコショップ、お県で連携してそういう取り組みを進めたいということで計画にも書いておりますし、この認定店での回収量をふやすというのも目標になっているところがございますので、いろいろな意見を尊重しながら今後も取り組んでいきたいと思っております。

○千田美津子委員 最後になります。一つ指導をお願いしたいと思っておりますが、今のエコショップの認定店をふやしていく、そういう取り組みがすごく大事だと思うのです。市町村が回収する部分と事業者が積極的にやってもらう部分の両面をしっかりとやっていくことが非常に大事だと思うのです。ただ市町村の担当者の中にはせつかく組んだ体系の中である程度の量を回収しなければならないので、事業者にあまり出さないでくださいというところが少しあります。そうすると、最終的にごみが出る量は同じですが、多分行政の負担がどんどんふえていくことになっていくと思っております。事業者責任という部分をもっともっと普及をして、みんなで減らす。みんなで循環型社会をつくるという理解をしないと間違った方向に行っているなと思うので、その辺の研究と指導をぜひお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○佐々木資源循環推進課総括課長 第三次岩手県循環型社会形成推進計画の中にもありますけれども、事業系廃棄物というものも削減目標にしております。事業系一般廃棄物、産業廃棄物を含めて今後削減したいということで、そういう事業者にも補助制度なども設けております。一般廃棄物に関して今は補助を出していないのですが、そういうことが今後可能かどうか、施策として展開できるかどうか。今回生ごみの処理装置なども考えておりますけれども、事業者に対するアプローチということも今後考えていきたいと思っております。

○小林正信委員 第三次岩手県循環型社会形成推進計画の31ページの温室効果ガス排出量と削減目標量の表ですが、2030年にはかなり削減をしていくという目標だと思うのです。これは、ごみ処理広域化が進んだということでこれくらいの排出量になるのか、それとも各市町村の努力によってこういうふうな削減量になるのか、どういう見込みでこの排出目標量を出したのかお聞きしたいと思います。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 第三次岩手県循環型社会形成推進計画の31ページ

にごございます温室効果ガス排出量と削減目標の表でごございますけれども、これは岩手県地球温暖化対策実行計画で定めた削減目標ということになっております。この削減目標と岩手県ごみ処理広域化計画の6施設集約とは直接関係はございません。

○**小林正信委員** 広域化がしっかり進んだ場合のCO<sub>2</sub>削減量とか、そういうような見込みを出したりしたのかどうなのか、確認させてください。

○**高橋温暖化・エネルギー対策課長** 岩手県地球温暖化対策実行計画の中の削減目標には、将来的な全国的な状況、あるいは施策の推進、あと岩手県の取り組みなども踏まえて削減目標を掲げているところでございます。

廃棄物につきましては、例えばそれぞれの施設でごみを燃やした場合、どうしてもCO<sub>2</sub>が排出されるという経緯はございます。あと例えば24時間ごみ処理をして、それで削減するということによって、廃棄物としてはバイオマス発電という部分もございまして、CO<sub>2</sub>削減効果にもつながるというような状況であります。

一方、例えば朝にごみ処理施設を稼働させて夜にとめるということになると、その部分の削減効果ということは見込めないというような状況でございまして、先ほど言われたようにそれぞれの市町村の事情等ございますので、今後、岩手県地球温暖化対策実行計画の中ではそういった部分を考慮してまいりたいと思います。

○**小林正信委員** 各地域の事情もあると思うので、温室効果ガス排出とか、例えば盛岡市の前潟地区のほうに計画が進んでいると思うのですが、先ほど言ったようなバイオマス発電とか、あとは野菜を栽培する、そういう計画のプラス面もしっかりもっとアピールしていかないと、マイナス面ばかりが強調されていくのかなと思います。特にこれくらいのCO<sub>2</sub>が削減になるとか、そういうプラスのデータも出していく必要があると思いますので、そこを協力してやっていただきたい。あと県央ブロックのごみ処理といった部分では、現時点では前潟地区なのかなというところだと思うのですが、その進捗状況とか、もしわかればお聞きしたいと思います。

○**佐々木資源循環推進課総括課長** 現時点で前潟地区を最有力候補として、周辺住民、また市民からの意見を聞いているという認識でございます。実は、新型コロナウイルス感染症対策の関係で今年度は住民説明等が行われていないということを知っておりまして、昨年11月に関係するところに盛岡市が説明資料を全戸配布したということで、この資料は私も自宅に回覧板で回ってきたので読んでいるのですが、そのような取り組みを今行っているということを盛岡市からは聞いておりますし、市民としても認識をしています。

○**小林正信委員** わかりました。こういう計画、盛岡市を中心に広域化するかと思うのですが、施設もまだ稼働可能な、紫波町とか滝沢市のほうもまだまだ頑張れる施設なのかなというふうに思います。災害時のことを考えたらやっぱり分散型も必要なのかなと思いますので、県央ブロックの皆さんとしっかり協議していただきながら進めてください。また、先ほど言ったようなバイオマス発電とかさまざま温泉施設とか、そう

いった部分も、県も協力してアドバイスをしていただきながらやっていけば地域住民の皆さんも御理解いただけるかと思いますので、よろしくお願いします。

また、先ほど佐々木努委員がおっしゃった若者支援の部分で、私も聞いていてなるほどなどと思って、確かに若者支援とは何なのかという核心を突かれた質問だと思うのですが、私も岩手県の若者支援のイベントとかすばらしい取り組みなのだろうなと思うのですが、支援する部分の対象が少し違うのではないかなという気もしておりました。

一生懸命頑張っている若者を支援するというのは、これは必要なのですが、私が思うのは、本当に困難を抱えた若者のほうに力を注いでいくのが若者支援なのではないかなと。被災地の若者もそうですけれども、なかなか立ち上がれない若者が多いような状況になってきております。社会情勢もこういった状況ですので、一番若い世代がいろんなものがスポイルされるというか、奪われているというような状況の中で、若者支援というのは頑張っている人を応援するというよりも、そういう方々を応援するほうに持っていくべきではないかと今議論を聞いて感じました。

子ども・若者総合相談センターは設置されているとは思いますが、そういった取り組み、また子ども、若者の支援協議会の開催状況等も最後にお聞きします。

**○高井特命参事兼青少年・男女共同参画課長** まず、若者活躍支援施策のほうでございますけれども、いわてネクストジェネレーションフォーラムという大きなイベントにスポットライトが当たったようなお話もあつたのですが、それ以外にも一つ、先ほど御質問いただきましたいわて若者カフェという拠点で継続的に小さいイベントもやっております。そういった中にはいろいろな方々が訪ねてイベントに参加していただきまして、私も参加した若者に終わった後に声をかけたり話を聞いたりするのですが、必ずしも本当にエネルギッシュに活動している人だけではなくて、それぞれ迷いがあって我々の主催しているイベントに顔を出したり、話を聞きに来たという人がいます。委員の問題意識のとおり、困難を抱えた若者に対する支援は大事なことであります。支援の対象というのは連続していて、我々のイベントに参加する人たちも、精力的に活躍する方もいれば、やっぱりいろんな要因の中で顔を出してきている方もおり、そういった支援は大事だと思っております。

子ども、若者の支援の関係で県民会議、アイーナの青少年活動交流センターで相談業務、悩み相談というようなことで取り組んでおります。

若者自立支援ネットワーク会議のほうも今年度も活用して、関係機関と意見交換をしているところでございます。

**○神崎浩之委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○神崎浩之委員長** なければ、これをもって環境生活部関係の審査を終わります。

環境生活部の皆さまは退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、保健福祉部関係の議案の審査を行います。議案第 55 号令和 2 年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 3 款民生費及び第 4 款衛生費のうち、それぞれ保健福祉部関係、第 2 条第 2 表繰越明許費補正中、第 3 款民生費及び第 4 款衛生費のうち、それぞれ保健福祉部関係、第 3 条第 3 表債務負担行為補正中、1 追加中 8、議案第 56 号令和 2 年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第 2 号）並びに議案第 64 号令和 2 年度岩手県国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）、以上 3 件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○下山副部長兼保健福祉企画室長 保健福祉部関係の補正予算議案 3 件について御説明申し上げます。

まず、議案第 55 号令和 2 年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）についてであります。議案（その 3）の 6 ページをお開き願います。一般会計補正予算（第 7 号）のうち、当部関係の歳出補正予算額は、3 款民生費のうち、2 項県民生活費、次のページに参りまして 5 項災害救助費の一部を除く 35 億 9,811 万円余の減額と 4 款衛生費のうち、2 項環境衛生費を除く 22 億 9,810 万円余の減額で、補正後の当部関係の歳出予算総額は 1,697 億 1,414 万円余となるものでございます。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。お手元の予算に関する説明書の 106 ページをお開き願います。なお、金額の読み上げは省略し、主な内容のみ説明させていただきますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

それでは、106 ページでございます。まず、3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費の上から 9 番目の事業、節区分のところの 8 節旅費の脇になりますが、生活福祉資金貸付事業推進費補助は岩手県社会福祉協議会が行う新型コロナウイルス感染症の特例貸付の原資への補助に要する経費を増額しようとするものであります。

次に、下から 6 番目、17 節備品購入費の脇になりますが、社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付事業費補助は、介護施設等における新型コロナウイルス感染症対策に係る労務の増加等に対応し、人材確保を図るため、岩手県社会福祉協議会が行う現行の修学資金等の貸付けと他業種からの参入者に対する支援金の貸し付け等に必要な原資に対して補助しようとするものであります。

107 ページに参りまして、2 目障がい者福祉費の上から 6 番目、4 節共済費の脇ですが、障がい者介護給付費等のうち、給付費等負担金は、市町村が行う介護給付費等の所要額が当初の見込みを上回ったことから増額しようとするものであります。

また、一番下の事業になります。障害福祉サービス事業所等利用再開支援事業費補助、金額は 108 ページに出ておりますが、在宅サービス事業所等がサービス利用休止中の利用者へ利用再開支援を行った場合の経費に対して補助しようとするものであり、事業所等の数が当初の見込みを上回ることから増額しようとするものでございます。

次に、108 ページの 3 目老人福祉費の下から 5 番目、18 節の負担金補助及び交付金の脇

になりますが、介護施設等整備事業費は市町村等が行う介護福祉施設の整備に対し補助しようとするものであり、一部市町村におきまして事業者の公募が不調となったことなどによりまして、整備施設数が当初の見込みを下回ったもので、減額しようとするものであります。

109 ページに参りまして、上から 4 番目になります。介護施設等衛生用品緊急調達事業費は、介護施設等にマスクなどの衛生用品を購入配布しますとともに、感染が発生した場合の消毒等に要する経費に対し支援しようとするものであり、マスク等の購入配布数量が当初の見込みを下回ったことから減額しようとするものであります。

次に、116 ページに飛んでいただきまして、上から 7 番目になります。子育て支援対策臨時特例事業費のうち子育て支援対策臨時特例基金積立金は、特定不妊治療費助成事業の実施に要する経費として基金への積立てをするため、増額しようとするものであります。また、この目の下から 3 番目になりますが、放課後児童クラブ等感染症対策継続支援事業費補助は、放課後児童クラブなどが継続してサービスを提供するため、感染症対策に係る物品の購入、研修の実施等に要する経費に対しまして支援しようとするものであり、市町村からの申請件数が当初の見込みを下回ったため、減額しようとするものであります。

117 ページに参りまして、4 目児童福祉施設費の 2 番目になりますが、療育センター管理運営費は新型コロナウイルス感染症の影響により患者数が減少し、収益が減少したことなどに伴いまして指定管理料を増額しようとするものであります。

122 ページに飛んでいただきまして、4 款衛生費、1 項公衆衛生費、1 目公衆衛生総務費の上から 2 番目にあります母子保健対策費のうち特定不妊治療費助成金は、国において助成額の増額や所得制限が撤廃されましたことに伴い、医療費の助成に要する経費を増額しようとするものであります。

123 ページに参りまして、3 目予防費の上から 10 番目、7 節報償費の脇になりますが、感染症等健康危機管理体制強化事業費であります。この事業は新型コロナウイルス感染症対策として、主な内容として、一つは入院病床の確保、もう一つは軽症者等の宿泊療養施設の確保、さらに医療従事者の宿泊施設の確保などを実施するものでありまして、国の新たな試算に基づき感染拡大を想定し、患者推計を行いまして予算を計上しておりますが、感染状況がそういった推計を下回っておりますことなどから、それぞれの項目等も減額しようとするものであります。

なお、入院病床の確保につきましては、対象となる医療機関が患者専用の病院や病棟を設定する重点医療機関と、それ以外の医療機関に区別されまして、提出予定議案等説明会で御説明申し上げましたが、重点医療機関以外の医療機関に限ってみますと、病床確保のために休止する病床数が見込みを上回っております。こちらのほうについては増額しておりますが、病床確保全体としては減額となっているものでございます。

その下の新型インフルエンザ患者入院医療機関等設備整備費補助は、入院医療機関等における感染症患者等の受け入れに係る手続上の整備数が当初の見込みを下回ったため、減

額しようとするものであります。

また、下から2番目になりますが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費は、ワクチンの流通調整、医療従事者の接種体制の構築や専門的相談体制の整備など、ワクチン接種に必要な体制を確保しようとするものであります。

次に、134ページに飛んでいただきまして、2目医務費の下から3番目になります、新型コロナウイルス感染症対応医療従事者危険手当支給費補助は、新型コロナウイルス感染症患者の入院受入医療機関の負担軽減と医療従事者の待遇の向上を図るために、危険手当支給に要する経費に対しまして補助しようとするものであります。

また、その下の病床機能再編支援給付金は、地域医療構想の実現に向けた取り組みを一層推進させるために、病床削減や再編統合する医療機関に対して給付金を給付しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。再び議案（その3）の11ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正、追加の表中、当部関係は3款民生費の1項社会福祉費と12ページに参りまして、3項児童福祉費の計17事業、50億6,408万円余と、それから13ページに参りまして、4款衛生費の1項公衆衛生費と4項医薬費の計4事業、12億3,620万円余、合計で21事業、63億2,900万円余となっております。国の3次補正予算に係る事業のほか、新型コロナウイルス感染症への対応に係る計画調整等に不測の日数を要しましたことから、年度内の事業完了が困難となったものでございます。

次に、債務負担行為補正について御説明申し上げます。議案（その3）、24ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正、1追加の表中、当部所管の事業は8番の病床転換施設設備整備費補助でありまして、これは総合花巻病院の病床削減を含む移転新築に伴う9施設の解体への補助に係るものでございます。以上で一般会計補正予算案の説明を終わります。

続きまして、議案第56号令和2年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。議案（その3）の31ページをお開き願います。

次のページに参りまして、32ページから33ページにかけまして、この特別会計の歳入歳出予算は実績見込み等に基づきましてそれぞれ17万6,000円を減額しようとするものでありまして、補正後の予算総額は4億6,639万3,000円となるものでございます。

次に、議案第64号令和2年度岩手県国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を御説明申し上げます。議案（その3）の56ページをお開き願います。

次の57ページから59ページにかけまして、この特別会計の歳入歳出予算の補正額は、それぞれ20億2,442万円の増額でございまして、補正後の予算総額は1,135億1,011万7,000円となるものでございます。以下、この岩手県国民健康保険特別会計の主な内容について、予算に関する説明書により説明させていただきます。

予算に関する説明書の315ページをお開き願います。この315ページの歳入の2款国庫支出金、1項国庫負担金から、めくっていただきまして317ページの4款前期高齢者交付



金、1項前期高齢者交付金までは、療養給付費等の実績などに基づきまして、国や社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会からの負担金などを補正しようとするものでございます。

次に、320 ページに参りまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金から、次のページ、321 ページの2項基金繰入金は、療養給付費等の実績などに基づきまして、一般会計及び国民健康保険財政安定化基金からの繰入金をそれぞれ増額しようとするものであります。

次に、歳出でございます。327 ページをお開き願います。2款国民健康保険事業費、1項国民健康保険事業費、1目保険給付費等交付金は、市町村へ交付する保険給付費等に係る交付金の所要額が当初の見込みを上回りますことから増額しようとするものであります。

329 ページに参りまして、4款基金積立金、1項基金積立金は、国民健康保険財政安定化基金の運用実績などに基づきまして増額しようとするものでございます。

次に、331 ページに参りまして、6款財政安定化基金支出金、1項財政安定化基金支出金の1目財政安定化基金貸付金は、財源不足が見込まれる市町村に対し貸し付けを行うために、新たに措置しようとするものであります。

以上が保健福祉部関係の補正予算の内容になります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**神崎浩之委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**佐々木努委員** 母子福祉費のひとり親家庭等総合相談支援事業費、1,000万円近くの減額となっていますが、その理由について教えてください。

○**日向特命参事兼次世代育成課長** 減額の主な理由についてでございますけれども、職員の雇用を少し後ろに行ったということで、人件費等の減をしたというのが1点あります。また、ファイナンシャルプランナーによる家計管理の講習会等の予定をしていたのですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響で中止したというのが主な要因となります。

○**佐々木努委員** 職員というのは、ひとり親家庭等応援サポートセンターの職員ということだと思いますが、県としてひとり親家庭等応援サポートセンターを設置するということは、県民にとってもひとり親家庭の方々にとってもありがたいことだなど、私も非常に期待しているわけですが、いつ設置して、いつから稼働しているのか。また職員体制や業務の内容、これまでの事業実績についても教えてください。

○**日向特命参事兼次世代育成課長** ひとり親家庭等応援サポートセンターでございますけれども、委託設置をしたのが9月1日からになっております。体制につきましては、社会福祉士等の職員を2名配置いたしまして相談等の対応に当たっております。

これまでの相談実績ですけれども、49件ほどの相談を受けていると聞いております。内容としましては、生活面であったり、あとは教育などの相談が主なものというふうに聞いています。

○**佐々木努委員** また後でお聞きいたしますが、いずれ県の相談窓口としてこの49件と

いうのは、このコロナ禍において私は少ないと思っています。その理由が、多分県民に対する周知が進んでいないことにあると思うわけでありますので、その部分についてしっかりとやっていただきたい。しっかりと機能するように、つくっても利用されないことになれば、何のためにつくったのかということになると思いますので、それはしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

○千田美津子委員 3点お聞きいたします。

まず、107 ページの障がい者介護給付費等で5億円になっていますけれども、これは市町村の見込みを積み重ねたものだと思いますが、新型コロナウイルス感染症とのかかわりとかでこういうふうになっているのか、その状況について一つお聞きいたします。

それから、もう一つは116 ページ、地域子ども・子育て支援事業交付金ということで6億4,000万円の減になっていますが、これについて説明いただきたいと思います。

それから、その下のほう、下から三つ目の放課後児童クラブ等感染症対策継続支援事業費補助ということで、これは研修の実施とかさまざまあるわけですが、せっかくつけていただいた予算、マスクとか消毒薬とかそういう部分はいいと思うのですが、それ以外にもっと使えるものの周知がきちとなされたのかという点で、非常に頑張っていただいているところなので、その状況についてお聞きしたいと思います。

○菊池障がい保健福祉課総括課長 障がい者介護給付費でございます。毎年度この補正の時期に市町村の最終見込みを確認して補正しているところでございます。それで、過去の最終予算と比べますと、やはり多くはなっておりますけれども、去年の最終予算としては67億円ほどということでありまして、年々ちょっとふえてはいますが、特に新型コロナウイルス感染症の影響は承知していないところでございます。

○中里子ども子育て支援室長 まず、地域子ども・子育て支援事業交付金の減額でございますが、こちらにつきましては、小学校は休業した場合の特例措置としまして学童等に対する費用ということで予算措置していただいたものでございますが、小学校の臨時休業がほとんどなかったということでの減額でございます。

次に、放課後児童クラブ等感染症対策継続支援事業費補助につきましてはの減額でございます。こちらは、放課後児童クラブですとか延長保育、一時預かり事業等を行う施設等に1,387カ所分、新型コロナウイルス感染症対応の50万円の補助金ということで予算に計上させていただいたところでございますが、504件の申請分ということで、この減額となったものでございます。中身は、マスクや消毒液の購入、あるいは職員が感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施していただくために必要な経費ということで、市町村を通じて周知を図ったところでございますが、この申請分となったところでございます。

○千田美津子委員 最後の部分なのですけれども、1,387カ所のうち504件ということで、504カ所というふうに捉えていいですね。

○中里子ども子育て支援室長 はい。

○千田美津子委員 新型コロナウイルス感染症対策をやっていないわけではないと思うのですが、もしかして一般のところからそういう経費を出しているとか、そういうこともあるのかもしれませんが。人の出入りが結構あって、そして換気も含めて、先生方は通常以上に小まめにテーブルを拭いたり、すごくやることがふえているのです。時間を延長して、先生方が時間外でやっている部分があるかもしれません。本来であれば、そういうこともこの経費に入れることができたはずなのですが、そういう申請は全くなかったですか。

○中里子ども子育て支援室長 申請の詳しい中身までは、手元がないのでお答えできないのですが、備品購入にとどまらず職員が感染対策の徹底を図りながら、事業を継続するために必要な経費も補助対象になりますということは、市町村を通じて周知を図ったところがございますので、必要な経費につきましては申請いただいたものと理解しております。

○神崎浩之委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○神崎浩之委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。千葉伝委員はおくれるとのことですので、御了承願います。

○木村幸弘委員 私からは、予防費の関係で確認の意味も含めて質問になりますが、予防費の中で説明のあった新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養事業費の減額や、あるいはその次の新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費、そしてあと重点医療機関体制整備事業費補助ということで、これは一連の国の感染症対策関係で、入院、療養に当たる部分での実態に伴ってそれぞれが減額あるいは増額されたというふうに理解しますけれども、知事は常々本県の感染した方々の対応については、まず一律とにかく全ての感染者の方々を一旦入院させるという形の中で、手厚い体制の中で支援を行いながら、積極的に患者の容態を確認し、看護等が行われてきたものというふうに理解しております。入院病床が確保されたことによって休床病床がふえたということなのだろうと思うのですけれども、一つ目として、最初の新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養事業費が逆に不要となった部分は、入院対応の枠組みで、その分措置して対応してきたと理解するのですけれども、軽症者の療養のための宿泊施設のこれまでの計画に対して、実際に利用されてきた実績というのはどういう状況にあったのか、その結果として減額補正した部分のその状況について説明いただきたい。

それから、二つ目は入院病床数の計画に対して、確保がどのくらい実績として行われたのかということ。

三つ目に、休床病床の関係で、これは本来の一般入院患者も含めた一般病床が休床の扱いになって、新型コロナウイルス感染症対策のための入院病床を確保するという形になったのかどうか、その休床病床の中身に対しての実績なども確認したいと思います。

○吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監　まずは、宿泊施設の関係でございますが、宿泊施設につきましては85室を確保しての運用としたところでございます。予算上は協定等に基づいて、感染拡大した際に381室を確保したところでありますが、実際そこまでの稼動はなかったので予算は減額というところでございます。

実際入所された方の数につきましては、実績としましては554名の方の感染が確認されたところでありますが、宿泊施設については163名の方が入所されたという実績でございます。

それから、病床数の確保でございますが、岩手県新型コロナウイルス感染症医療体制検討委員会におきまして感染拡大時、フェーズ3に拡大した際については、最大で350床程度確保するという計画を立てたところでございますが、現状感染拡大した際でもフェーズ2の段階でとどまったというところでございます。その結果、計画ではフェーズ3まで確保できる空床補償を計上していたところでございますが、実際、感染拡大が少なかったということで、そういった意味で空床補償が少なく、減額になったというところでございます。

内訳を申し上げますと、空床補償につきましては、重点医療機関につきましては51億9,000万円の予算を確保していたところでございますが、フェーズ3に拡大しなかったということで、フェーズ3から確保する病床が少なくなり、今般8億1,200万円の減額というところでございます。

それから、協力医療機関、一般医療機関を確保する新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費につきましては、補正前は36億9,300万円余というところでございますが、9億900万円余を補正したというところでございます。こちらは入院体制の整備が進んだということで、当初の一般医療機関から協力医療機関のほうに役割を変更したとか、それから当初は軽症の方々を対応する施設が中等症まで対応可能になったということで、区分の見直しによる単価の増等によりまして増額となったところでございます。

それから、一般病床の確保と休床の部分でございますが、フェーズ2ということで、計画どおりの病床が確保できたというところでございます。フェーズ3まで行きますと350床確保するというところで、一般医療のベッドから新型コロナウイルス感染症対応のベッドに切りかえることも予定しておりましたが、現状、フェーズ2の状態というところでございますので、まずは計画のとおり250床を確保できているというところでございます。

○木村幸弘委員　そうすると、一つは入所者の関係については、一旦感染した方々については医療機関というか、入院の対応をしながら患者の容態等を確認して、その上で554名中163名が宿泊施設のほうで療養期間を過ごしたという理解でいいのですね。

それからあと、今説明のあった一般医療機関の関係での答弁の中身ですけれども、軽症者に対する入院病床の確保を含めて、フェーズ2のレベルの中で対応してきたということなのですけれども、軽症、そして中等症の関係もその中には入るといふ説明でいい

でしょうか。フェーズ2というか、当初予定していた入院病床の受け入れ態勢の整備の中で、上回った分を今回増額したということなのですが、結局軽症のほかに中等症レベルの方についてもやっぱりニーズ的にはあったということで、その分の受け入れとして一般医療機関のほうで入院の対応ができるように措置をしたことによって9億円という増額になったのかどうか、その辺についてもう少しお聞かせください。

○**吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監** 中等症の関係でございますが、酸素吸入が必要ないような方が軽症というカウントになります。中等症になりますと酸素吸入を行うというような行為がございます。当初の計画では酸素吸入は行わない形でベッドを確保していた医療機関が、体制整備が整ったので酸素吸入も行うことができるということになったものでございまして、病床数自体の変更はあまりないというところでございます。機能が見直されたということで、空床補償の単価が、軽症ですと一般の医療機関ですと1床につき1万6,000円という単価が、中等症まで対応できるベッドとなりますと4万1,000円に単価が上がるというところになりまして、その単価の増による増額になります。

○**木村幸弘委員** わかりました。どうもありがとうございます。

そうすると、私はいろいろと一般病床等にも影響があったのかなと思ってこの質問をしていたのですが、それはフェーズ2のレベルで影響なかったということですので、それはよかったです。いずれ、本県の場合には何とか新型コロナウイルス感染症を押さえ込んできた実態ではあるのですが、一般患者に何らかの影響があったのではないかなということも実は懸念しておりました。いずれ今の答弁である程度状況がわかりましたので、これからもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

○**小林正信委員** 134ページの新型コロナウイルス感染症対応医療従事者危険手当支給費補助の事業内容についてですが、これに関しては今、新型コロナウイルス感染症に対応されている医療従事者はもちろんなのでしょうけれども、以前に新型コロナウイルス感染症に対応していただいていた医療従事者の方に対する手当、その部分も含まれているのかどうかお聞きします。

○**浅沼特命参事兼医務課長** 新型コロナウイルス感染症対応医療従事者危険手当の支給対象としておりますのは、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる入院医療機関においてその手当を支給したものを補助するというものでございまして、入院の役割を指定しました7月まで遡って補助の対象とすることとしております。

○**神崎浩之委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって保健福祉部関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部からワクチン接種について発言を求められておりますので、これを許します。

○**工藤医療政策室長兼保健福祉企画室総括新型コロナウイルス感染症対策監** 新型コロナウイルスワクチン接種の取り組み状況について御説明いたします。お手元の配付資料により御説明申し上げます。

まず、1番の医療従事者向けワクチンの接種でございますが、(1)の配給スケジュールについては、第1弾として3月6日以降に②、③、④と4回に分けて各5箱、計20箱のワクチンが配給される予定になっております。これは、1万9,500回分、2回接種ですので9,750人分となります。

(2)の接種対象者につきましては、新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関の医療従事者のうち、これまでの受け入れ実績を考慮いたしまして、接種実施医療機関を選定させていただきたいと思っております。

(3)の接種開始につきましては、ワクチンが到着し次第開始いたします。6日に到着いたしますので、6日からスタートするというのを聞いております。

(4)の今後の接種体制につきましては、第1弾につきましてはワクチンの配給量を踏まえ、集団接種は実施せず、各接種施設での個別接種により対応いたします。

第2弾以降につきましては、国から配給量等が示され次第、配給量等に応じた体制により接種を実施する予定でございます。

2番の高齢者向けワクチンの接種でございます。(1)の配給スケジュールでございますが、第1弾、第2弾、第3弾、第4弾といたしまして、4月の各週にそれぞれ2箱から33箱まで配給が行われます。計55箱、5万3,625回分で2万6,812人分に相当いたします。

今後のスケジュールでございます。4月12日に接種を開始ということで予定をしております。

ページをおめくりいただきまして、3のその他の取り組み状況でございます。(1)、相談体制の確保でございますが、アとして、県におきましては医学的知見が必要な相談に対応する相談センターを設置する予定でございます。それから、イとして、市町村におきましては予約受け付けや接種会場等に関する一般相談に対応するコールセンター等を設置することとしているところでございます。相談体制のイメージ図を記載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

(2)の副反応等への対応についてでございますが、基本的にはかかりつけ医等におきまして副反応を疑う症状についての受診をすることになっております。その上で専門的な医療機関ということで、かかりつけ医等で対応できない入院治療等に対応できる医療機関を県が委託する予定にしております。

(3)の市町村の接種体制構築に係る県の支援でございますが、アとして共同接種の実施に向けまして、市町村間の調整、それから医療従事者派遣等の調整による支援を行ってまいります。イとして、医療従事者の確保に向けまして、医療圏を越えた派遣調整、県の任用職員(看護師)の派遣応援による支援に取り組むこととしております。

最後に、(4)のワクチン移送業務の委託についてでございますが、医療機関の負担を考慮し、基本型接種施設から連携型接種施設へのワクチン配送を配送業者へ委託することを想定しまして、ア、県からの委託により医療従事者向け接種で実施するほか、市町村での実施に係る契約事務等を支援していくこととしております。

以上がワクチン接種の取り組み状況でございます。よろしくお願いいたします。

○**神崎浩之委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○**名須川晋委員** ただいまのワクチン接種について1点質問いたします。いよいよ3月6日以降、順次医療従事者向けのワクチンの接種が開始されますけれども、医療従事者で、接種希望者あるいは希望しないという方々がそれぞれいらっしゃると思いますが、その状況と対応についてお聞きします。

その他ということで、ヤングケアラーについて質問したいと思います。これまでダブルケアというのも最近聞くような言葉になってきましたが、今はヤングケアラーということで、18歳以下で自宅に介護をされるような方々あるいは兄弟がいるということで、埼玉県ではそういうヤングケアラーの実態についても既に調査をして、埼玉県ケアラー支援条例というのを制定しておりますが、岩手県についてはそういう実態についてはどう捉えていますでしょうか。

○**吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監** まず、医療従事者のワクチン接種希望者の状況でございますが、あらかじめ接種体制を構築する上で、県内の医療従事者の対象者数ということ調査したところでございます。一部まだ調整中というところもございまして、医療機関におけるワクチン接種の希望者の取りまとめ状況を申し上げますと、医療従事者の方々は大体見込んでいる数の希望者がいるということでありまして、ほぼ大体の方がワクチン接種を希望されていると考えているところでございます。

○**中里子ども子育て支援室長** ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来大人が担うような家族の介護、障がい者ですとか病気、あるいは精神疾患のある保護者、祖父母への介護などの世話をすることで、みずからの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どもをヤングケアラーと呼ぶということで、厚生労働省で定義されております。厚生労働省が2019年に調査を実施しておりまして、全国の市町村の要保護児童対策地域協議会を対象にヤングケアラーという概念を認識し

ているかですとか、認識している組織のうち、ヤングケアラーと思われる児童を認識しているかというような調査を実施しております。全国的にヤングケアラーという概念を認識しているという組織がまだ27.6%という状況でございます、概念の普及というところから必要なのかなと思っております。

本県では、昨年度県内の市町村の要保護児童対策地域協議会において、ヤングケアラーの実態把握に努めて適切な支援につなげるよう市町村に周知をしたところでございます。こちらは教育委員会も含めた関係機関で組織されておりますので、そちらである程度の連携は図られているものと思いますが、具体的な実態の把握にはまだ及んでいないということでございます。

そこで、現在児童虐待防止アクションプランの策定作業を進めておりますが、来年度からのプランになりますけれども、そちらにおいて市町村が実態把握を行うということ盛り込んで、県の中で市町村が実施するというところで取り組んでまいりたいと考えております。

**○名須川晋委員** ワクチンについては、恐らく接種を受けたくないという方もいらっしゃると思うのですが、例えばこれから妊娠するような方、あるいは本当に不安で受けたくないという方がいるとすれば、アンケート調査を行い、ワクチン接種を受ける受けたくないというのをしっかりと分けた形で判断するのでしょうか。

また接種しない人は、新型コロナウイルス感染症患者のケアからは外れていただくというふうな対応になるのかどうかお聞きします。

**○吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監** ワクチン接種の希望につきましては、一人一人希望の有無を確認しているところでございます。厚生労働省でも、あくまでワクチンの接種について強制するものではないというところでございますので、本人の希望を優先するというところでございます。

また、ワクチンを接種したか否かによって勤務場所が変わるというようなことはしないようにということも徹底されておりますので、まずは本人の意向でワクチン接種ができるというところです。

今回医療従事者が優先接種者ということでスタートしますが、今回仮に希望されなかった方でも、例えば後で一般接種のほうを希望したいということであれば、一般接種でワクチン接種を受けることができます。また、逆に希望していても当日接種したくないということであれば接種しないということになりますので、そういった形で進めてまいります。

**○名須川晋委員** ヤングケアラーのほうですけれども、児童虐待防止プランという中で政策を進めているということでしたが、虐待の範疇に入るのか、あるいは本人としては負担ではないというふうに感じている、そういう児童も調査によっては相当数いるというふうなことでもございますので、そのプランの中で政策を進めていくべきなのか、少し判断に迷うところであります。



また、県としてもしっかりと市町村とこれから実態を調査しながら、あるいは教育委員会と連携をとって進めていくべきだと思いますが、どのように教育委員会と進めていくのかお知らせください。

○**中里子ども子育て支援室長** 厚生労働省からも、地域の要保護児童対策地域協議会のほうにヤングケアラーについて実態を把握することということで通知が出ているところでございます。委員がおっしゃったように、子どもにとっては自分自身がヤングケアラーであるという認識が少ないというような状況もあって、例えばお手伝いをしているということで済んでいる場合もあるかもしれませんが、本人あるいは家族も気づかないところで、子どもさんが例えばやりたいことができない、勉強に影響が出ている、学校を休みがちになっている、クラブ活動をやりたいのだけれどもできないというような実態があることも考えられます。丁寧な実態把握が必要なのかなと思いますし、これを解決するには児童福祉の面だけではなくて、例えば介護ですとか障がい者支援、または生活困窮などの福祉施策との連携が必要になると思われますので、丁寧な実態把握をした上で必要な福祉施策につないでいくことが重要と思っています。

また、子どもの実態を把握する上では、学校というのは非常に大きな役割を果たすと思います。要保護児童対策地域協議会には学校が構成員に入っておりますので、その中で情報共有を図って子どもの実態を把握して、市町村において必要な福祉なり、福祉施策のほうにつないでいけるように取り組んでまいりたいと考えています。

○**千葉伝委員** 私はワクチン接種の件で疑問に思っていることを聞きたいと思います。

ワクチン接種は、みんなが早く、できるだけより多くの人にとということで対応しているわけでありまして。それに対して県とか国もですけれども、より安全に万全にという体制で進めていただくということで、大変御苦労さまでございますと申し上げたいと思います。

一つは配給スケジュールのところは1バイアル5回分として算定とあります。6回分とか何かという話もあったのですが、これは国の方針なのでしょうか。

それから、実際にワクチン接種を受ける場合、普通のワクチンだと自分が病院とかどこかに行きますが、今回は逆に、自分の住所がある市町村から日時が指定されてくるのでしょうか。

それから、市町村のワクチン接種体制について、共同接種でやるというところがあります。新聞等々では、今のところ県内3カ所ぐらい予定されているということでありますが、今後、共同接種というのはふやしていくことで進めるのか。

それから、共同接種の場合のスケジュールや実施方法、そういった辺りのことをお聞きしたいと思います。

○**吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監** まず、ワクチンの接種回数でございますが、国から5回で計算するよというのでありますので、6回できる特殊な注射器は今回は配布にならないのではないかと考えております。5回分用の通常の注射器

が配布されるものと考えております。

それから、住民接種が始まった際の接種の日時指定でございますが、現在市町村のほうで調整を進めておりますが、基本的には日時指定ではなくて、住民の方々の御希望する時間で予約を調整するという方向で考えております。

それから、共同接種の地域をふやすかという部分につきましては、市町村の要請に応じて、県としてはその実現に向けて支援をしていくというところでございます。現状においては、3地域で検討が進んでいるというところでございます。

○千葉伝委員 1バイアル5回分というのは注射器の関係だということで、いずれそれでしか今のところはできないということで理解しました。

それから、最後のほうは市町村が個人に連絡ということではなくて、個人のほうが市町村にいつやるかとかということで、結局全住民がそれぞれ市町村に問い合わせして決めるという形になりますか。

それから、共同接種の分については今のところ3カ所ということですが、これをやる場合でも、最初は医療従事者、次は高齢者という優先順位で進めることになるのですか。

○吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監 予約の取り方につきましては、Vシステムのホームページ等で予約状況を示すということもありますが、住民の方々が接種したい希望の時間を、各市町村ではコールセンター、予約窓口を設置して対応するというようなところでございます。コールセンターを設置しない市町村は、市役所、役場のほうで直接予約調整、受け付けをするというところもありますが、そういった体制になります。

それから、共同接種の優先順位でございますが、共同接種を行う地域においても優先順位というものは適用されます。医療従事者は市町村が調整するものではなく、県が直接調整しております。住民の高齢者接種については市町村のほうで調整しておりますが、共同接種においても優先順位が適用されるというところでございます。

○千葉伝委員 市町村は個人が日程調整をするという話で、私は混乱を起こす可能性があるのではないかと思います。ですから、そこら辺の調整の仕方も含めて、県と市町村がしっかりと調整しながら進めていただきたい。

盛岡市だと30万人近くの人口のうちの16歳以上という話なので、接種対象者はちょっと減るのだけれども、田舎だとそれほど人数が多くなければということで、それはしっかりとやっていただきたい。

最後に、最近ワクチンの保管の関係の事故がありました。まずは、ワクチンの移送をしっかりと業者をお願いして、それからワクチンを保管する場所、冷凍庫は111カ所でしたか、その分の事故が起こらないような体制をしっかりととり、一本でも多くの人に接種できるようにしていただきたいと思いますが、そのあたりの体制は大丈夫でしょうか。

○吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監 先日他県で、冷凍庫の電源が途中で

切れたというような事故がありましたが、このことを踏まえて厚生労働省から通知が出ております。フリーザーを設置する市町村、それから医療機関に対し、通知によりまして注意喚起を図っているというところがございます。医療機関におきましては、災害時でも対応できるようにということで、自家発電も持っておりますので、そういった医療機関等においては電源不足ということにはならないと考えております。今後事故が起きないように我々もしっかりと対応していきたいと考えております。

○**千葉伝委員** ワクチン接種のやり方ということで、私も獣医師だから、狂犬病とかいろいろなワクチンを接種していますが、当然保管のやり方でワクチンが駄目になってしまうことがあるわけです。したがって、一番心配しているのは、マイナス80度だったかの前後から小分けして接種するところにもっていく。今度はそのもっていったところで、実際に接種するまでの時間とか、解かして実際に接種するまでの経過時間とか、そういうあたりをきちっとやっておかないと、途中で駄目になってしまう可能性がある。また冷凍庫とか何かの施設の故障、やる間のそういったあたりをよほど気をつけないということ、よろしくをお願いします。

○**小野共委員** 私もワクチン接種について、細かいことまで聞くかもしれないですけども、現状で今後のスケジュールを中心に聞いていきたいと思えます。

きょうのこの資料で、まず1の医療従事者向けワクチンの接種について、2、高齢者向けワクチンの接種についてと始まっていますが、1の医療従事者向けワクチンの接種についての前に、先行接種で接種後の健康状況調査のために全国4万人の医療従事者に先行接種をしていただくという話がありました。これは2月17日からでしたか、岩手県の状況はどうだったのかお聞きしたいと思います。

○**吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監** 医療従事者の先行接種については、国のほうで実施しているところがございます。当初全国で2万人程度ワクチン接種の計画だということでしたが、報道等によりますと4万人程度と聞いておりますが、岩手県においては先行接種の対象となる病院はなかったというところがございます。

○**小野共委員** 岩手県ではなかったということで、了解です。では、今度ここから、今月からでしたか、岩手県では初めて医療従事者向けワクチンの優先接種から始まるということ、よろしいですね。

先ほど名須川委員の質疑の中でありましたけれども、医療従事者はかなり高い割合で受けるという話がありましたけれども、医療従事者は県内にどのぐらい対象者がいるものなのですか。

○**吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監** 医療従事者ですが、当初我々のほうで4万5,000人程度と見込んでいたところがございます。その後、国で医療従事者の定義を拡大するというようなところもありまして、例えば当初予定になかった訪問看護ステーションの看護師についても優先接種の対象とする、それから医学部の学生についても病院で研修を行うような方についても医療従事者の優先接種の対象者として拡大され

ているというところがございますので、そういったところを踏まえすと5万人程度ぐらいになるのではなかろうかと考えております。

○**小野共委員** そうすると、その5万人がほぼ高い割合でワクチンの接種を希望されているということになると、3月6日、8日、22日、29日と配給スケジュールで毎週のように来ますが、この表を見ると9,750人分しか来ないということになってはいますが、例えば5万人が希望されているということになると、これはどういうふうに対応されるのですか。

○**吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監** 今回国から第1弾として9,750人相当のワクチンが来るというところがございます。今後については、国から具体的な配給量、それから配給スケジュールについては現時点では示されていないというところがございます。ですので、仮に今回配給されるペースで来るとなれば、残りあと4回は必要かと考えるところであります。ただ高齢者接種のほうのワクチンも配給されるというところがありますので、医療従事者のワクチンが残りの4万人分一気に配給されるということであれば、それに対応できるように、集団接種と個別接種を組み合わせながら、早期にワクチン接種ができるように取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○**小野共委員** そうするとこのスケジュールによると、3月に毎週来る4回の方は医療従事者向けで、4月になるとまた今度高齢者向けで別に来るということなのですね。そうすると、医療従事者向けのワクチンのこの5万人が終わらないうちは高齢者向けのワクチン接種が始まらないということなのですか。

○**吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監** 国から今後の具体的なスケジュールについては示されていないというところがございますが、まずは医療従事者、当初3月中旬からと言っていた部分が3月上旬から繰り上げてスタートするというところがございますし、あとは高齢者分についても当初の予定どおり4月から実施するというところで、4月12日から接種できるように配給するというところがございます。そうしますと、医療従事者の第2弾が今のところ示されておりませんので、場合によっては医療従事者の接種と高齢者接種が並走するというのも場合によっては考えられるというところがございます。

○**小野共委員** 了解です。また同じ質問なのですが、今度高齢者向けワクチンの接種なのですが、4月12日ぐらいから高齢者向けの接種が始まるということですが、ちょっと細かいことを聞くようですけども、高齢者向けのワクチン、4月12日の時点で、4月12日から大体始めたいということなので、4月12日の時点で岩手県に入ってきているワクチンが1万1,700回分ぐらいなのですね。1万1,700回分しかない。そうすると、今ここに、資料にありますけれども、県内の高齢者の方が40万6,000人いて、4月12日に高齢者向けの接種も始めたいと言っていますけれども、4月12日の時点で県内に1万1,700回分しか来ていないと、でも40万人いると。これを県内の33市町村にどう分ける

のですか。

○吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監 ワクチンの配分に当たりましては、現在も調整中でございますが、国で今回の第1弾を配布する際に、高齢者人口等を参考に配分するというようなこともありましたので、そういった人口等も踏まえて配分するというのも一つの案というふうには考えております。

○小野共委員 そうすると、33市町村への配分の方法は、現時点でまだ決まっていないということですか。

○吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監 現在調整中ということになります。

○小野共委員 了解です。その辺は、市町村のほうとの調整もあるでしょうから、希望内容を聞いて、きっちり調整して、できるだけ早くということをお願いしておきたいと思います。これもさっきと同じ質問なのですが、高齢者向けのワクチンの接種、県内で40万6,000人、この人たちが2回終わってからでないとは今度は一般の方向けが始まらないということによろしいのですか。

○吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監 一般接種についても、国からの全体的なスケジュールについては示されていないというところではありますが、現時点で示されている部分については、この資料のとおり医療従事者の第1弾、それから高齢者分の4月分というところまででございますので、今後ワクチンの配給量によって具体的なスケジュールは国で示すものと考えておりますが、今のところ一般接種について、いつからという部分についてはお答えはできないというところでございます。

○小野共委員 そうすると、もしかしたら来年度中に一般の接種が終わらないという可能性もあるという、そこまではおくれませんか。了解です。

副反応のことについてお伺いしたいのですが、ワクチン接種する際、例えば発熱だとか、痛みとか、じんま疹とかという話もありました。集団接種なんかで大きい会場で行うとき、これはどういうふうに対応されるものなのですか。

○吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監 集団接種を実施する場合についてですけれども、まず接種後、過去にアナフィラキシーとかを起こしたことがない方につきましては15分程度の経過観察、健康観察を行うということになります。過去に例えばアナフィラキシーとか、そういった持病の関係で心配な方につきましては、大体30分程度観察するというところでございます。仮にショック症状等何か変化があった場合に対応できるように救急チームを用意しておくという、集団接種会場であればそういった対応になるのかなというところでございます。仮にアナフィラキシーとかそういったショック症状が出た場合については、アドレナリン製剤だとか、そういったもので応急処置をし、その後医療機関のほうに搬送されるというようなことになるのではないかと考えます。

○小野共委員 岩手県に入ってくるワクチンというのは、高齢者向けと医療従事者向けはファイザー社なのでしょうけれども、今回一般向けでアストラゼネカ社というのも可

能性とすればあるのですか。

○吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監 あると思います。現在アストラゼネカ社のほうで薬事承認申請をされていて、あとモデルナ社も申請に向けてやっているということがありますけれども、薬事承認され次第、配給が開始されるものというふうに考えております。

○小野共委員 基本的なところなのですけれども、例えば1回目にアストラゼネカ社のワクチンを接種して、2回目にモデルナ社というのがありますか。

○吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監 そういったメーカーが違うということはないというところでございます。

○小野共委員 そういう接種方法はなしだということですか。

○吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監 ファイザー社のワクチン接種を受けた方は、次も必ずファイザー社という形です。

○小野共委員 最後の質問です。集団接種の場合、会場に入ってからワクチン接種を受けて出るまで、これは何分ぐらい想定しているものなのですか。

○吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監 予診で3分とか、あと接種にも3分だとかいろいろシミュレーションしていますが、大体経過観察の時間まで含めると最低でも30分程度はかかるのかなと。慣れるまでという部分については、ちょっと時間がかかるかなと思いますけれども、大体入ってから出るまで30分程度、あと待ち時間がどれぐらいになるかという部分もあろうかと思っておりますので、いずれ予診、接種、それから15分の健康観察という流れで実施されるものでございます。

○佐々木努委員 私も1点目はワクチン接種についてですが、いろんな調査ではワクチン接種を受けたくないという方もそれなりの割合でいるようですが、基本的には岩手県ではできる限り100%に近い接種をやるべきだと思うし、そうしないとこのリスクは低減されないと思うので、これは進めてほしいわけなのですが、この間、何件か高齢者のところにお邪魔していろいろ話をしたのですが、やっぱりワクチン接種を受けたくないという方が何人かいらっしゃいました。持病をお持ちの方もいて、怖いというような話をして、ワクチン接種を受けてもらうように説得するのに結構時間はかかったのですが、最終的にはわかりました、受けますというふうになったのですけれども、そういう方がたくさんいらっしゃると思います。それをどう接種に向けていくかというのが大事だと、この間の一般質問の中でもありました。どういう形で高齢者も若者も含めて、ワクチン接種を受けてもらうような安全性の周知を図っていくのか、具体的に教えてください。

○吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監 このワクチン接種については、まさに希望する方が受けていただくというものでございますので、ある意味強制するものではないというところでございますが、まずワクチンの効果としては発症予防、それから重症化予防というところの効果が認められているというところでございます。ですので、そういった接種の効果について県民の方にわかりやすく周知できるように取り組んでい

きたいと思いますし、また副反応の部分でのリスクというか、安全性の不安を抱える方もいらっしゃるかと思いますので、こういった副反応が出るのかとか、そういった部分については現在も国のほうで先行接種者の状況等を随時公開しているというようなところでございます。ワクチン接種の有効性、安全性については、県民の方々にわかりやすく周知するためにリーフレットだとか、あとはホームページでは当然ながらでありますけれども、あとはテレビだとかそういったいろいろな媒体を通じて周知を図っていきたいと考えております。

○佐々木努委員 これは県だけの仕事ではなくて、市町村ももちろんやらなくてはならないことだと思いますが、例えばホームページに掲載したから、これでいいやということではなく、特にホームページなんていうのは、高齢になればなるほど見る方が少なくなりますから、一番ワクチン接種を受けてほしいという方々が安全性をより理解できるような、やっぱりテレビが一番重要だと私は思うし、知事が出て3回ぐらい、率先して安全性を県民の方に示していただくということを随時やってほしいと思いますので、とにかく積極的に接種率を日本一にするぐらいのことをしていただきたい。また、市町村だと接種した方に商品券を配ったりしているようなところもありますが、そこまで私はやる必要はないと思うのですけれども、それだけ自治体として危機感を持っているということでしょうから、できるだけありとあらゆる手を使っていただきたいと思います。

それから2点目は、代表質問でも取り上げましたが、ひとり親家庭の支援についてです。私の質問に対しての答弁についてもそのとおりに理解するものでありましたけれども、別な方の質問のときに保健福祉部長から、公的な相談機関に対する相談件数はそんなにふえていない、顕著な増加は見込まれないという答弁を2回ぐらい聞いたような気がするわけですけれども、私はああいう答弁はよくないなと実は思っています。公的な相談機関だけではなく、民間の相談機関とかさまざま相談する場所があつて、そちらのほうがかかなりふえているのです。コロナ禍ではなくてもひとり親世帯というのは、こういう経済情勢でもありますし、常に大変な状況にある中で、新型コロナウイルス感染症の影響で失業した、あるいは収入が減ったという方はたくさんいて、私もどんな状況なのかなということ、いろいろ支援団体等から資料等やアンケートなどもいただきましたけれども、3割ぐらい収入が減って、もう大変だと。中には食べるものもなく本当に困っていたところに子ども食堂とか、あるいはフードバンクとか、そういう食料を提供してくれるところがあつて助かったというふうな話がいっぱいここには入っているわけです。そういう方々がたくさんいる、そういう現状があるということで、私はあえて代表質問で取り上げさせていただいたわけでありまして、そんなにふえていないというふうなあの発言には正直がっかりしました。これは、保健福祉部長の思いだけをしゃべったのではないというように、それはもちろん理解はしていますけれども、ちょっと残念に感じました。

やっぱり現状がどうかというのは、市町村がまず一番最初にやるというのは、これは

当然の話ですけれども、県だってやっぱり市町村と同じぐらいの状況の把握というのはするべきであって、では何が足りないのか、何を支援しなければならないのか、このことを、私は特にコロナ禍だから、もっと真剣にやっていただきたいと。真剣にと言ったらちょっと失礼ですけれども、真剣にやっているとは思うのですけれども、もっと深くそういう厳しい状況の方々の中に入っていくという姿勢があれば、この間もお話ししましたけれども、この新型コロナウイルス感染症対策の県の事業の中で、もっとストレートに、ひとり親世帯の方に直接支援がいく、そういう事業が盛り込まれてもよかったですだと思えます。支援金は国がやっている、それから18市町村でそれぞれ交付金を使って対応しているところもあるというふうな答弁をいただきましたけれども、18市町村であれば、残りの25市町村はそういう支援が行われていないということだし、先ほども言いましたけれども、実際に食べるものもなく困っているという方が現実的にいるわけでありますから、そういうところに市町村でもなかなか手が届かないところを県がサポートする。こういう制度を使って食料品あるいは衣類とか、これから進学とかの時期になりますから、制服が買えないとか、ズックが買えない、運動着が買えないという方たくさんいらっしゃる、それをどうやって市町村と一緒に支援していくのか、その方法があるのかということをやっぴり県がやってほしいなど。私は、個々の市町村だけがやればいいということではなく、市町村もやっていないですから、現実的に。やっているのは、民間の方々の善意で行われているという状況ですから、特にコロナ禍なので、ここを私は県にやってほしい。相談窓口の設置もちろん大事だし、国からの委任というか、そういう支援金の交付事務とか、これはもう当然のことですけれども、それ以外に直接ひとり親家庭の方に届く、そういう支援を県独自で私は考えてほしいと思うわけですが、改めて保健福祉部長にお聞きをしたいと思います。

**○野原保健福祉部長** 今回ひとり親家庭の実態について、どう把握しているのかという御質問をいただいて、12月定例会の際には私どもも把握に努めなければならないということで、まずは全員を把握できるのが公的機関への相談件数ということで、委員から御紹介いただいたように公的機関のほうでの把握というのが急増していないという御答弁を申しあげました。

今回相談が急増している状況にはないと伺っているという答弁をさせていただいたのは、今般県に委員から御指摘があったように、我々も子供の実態調査とひとり親の実態調査をしていて、困っている方々が役所になかなか相談しにくい部分もあるし、そもそもサービスを知らない、サービスが行き渡らない。このため、役所にやっぱり困っているとは来ない、我々が把握できない声がいっぱいあるのです。やっぱりそこが問題だというのは我々も十分思っていて、岩手県ひとり親家庭等サポートネットワーク会議という、先ほど特命参事兼次世代育成課長のほうから御答弁した、今年度から始めたひとり親家庭等応援サポートセンターの中で、子ども食堂等をされている民間団体の方とか、あとは教育、保育とか、行政、より身近なひとり親とか近いところで支援をしている団



体の方に参画していただいている会議なのですけれども、そういったところで今どんな相談とか対応になっていきますかというのをヒアリングしながら把握に努めていますので、我々も行政で定量的にできる部分では急増しているというぐらい、数だけで言えばそうなのですが、実際委員御指摘のとおり、このコロナ禍にあって非正規雇用であるとか、本当に最もしわ寄せが来るといところがひとり親世帯で、そういった問題意識はみんな集まっている方々も共有していて、どうしようかという会議をしています。我々も把握できていない、そういう困っている方々、まだ多数おられるという認識のもと、これは関係機関でこの取り組みを進めなくてはいけないと思っています。

県でどうできるかということで、御答弁で今回申し上げたのは一時金的なもの、もちろん経済的な支援、重要な視点ですが、やっぱりぼつりぼつりというよりは継続的なものが必要なのだらうと思います。昨年7月に策定をした岩手県ひとり親家庭等自立促進計画の中でも、経済的な支援のほかにも就労の支援であるとか、相談支援であるとか、六つぐらいの重点施策を掲げて取り組んでいます。先ほど御答弁したひとり親家庭等応援サポートセンターについても、県で拠点を設置し昨年9月に開始したわけですが、やはり県は広いですから、盛岡市で全部相談支援できないということになって、地域で、やっぱり身近なのは民生委員、児童委員の方々であったりとか、社会福祉協議会の方々だったりとか、ふだん福祉で接している方々がやっぱり身近におられますので、地域でのネットワークづくりをきちっと進めていって、そこでたたいていく、体制づくりをしていこうという考え方で進んでいます。

ただ、一方でコロナ禍があって、民生委員、児童委員の方々とか、地域のネットワークづくりをやろうという立ち上げの部分でみんな集まれなかったりとか、予定した研修会が実施できなかったりとかということがあって、我々が予定していたよりもおくれてしまったのですけれども、いずれコロナ禍にあって、一番本当に困っているであろうひとり親の方々の支援、これはもちろん我々行政が前面に出てやらなければならないですが、やはり行政になかなか御相談できない方がいるという中で、みんなで連携して取り組んでいかなければなりませんので、いずれ地域での取り組み、県全体での取り組みというのをきちっと進め、我々関係者みんなが課題意識を持っておりますので、そういった認識のもとで取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○佐々木努委員 保健福祉部長のおっしゃることもよくわかりますし、別に県が何もやっていないとは私も思ってもいませんけれども、コロナ禍で厳しい状況の方がいる、そういう方々がなかなか行政の窓口に行けないのはそれなりの理由がやっぱりあるのです。行政の窓口で、行政的なサービスをももちろん案内することはできるけれども、では今々何が欲しいとかということになった場合に、行政では絶対対応できないと思います。そういうものをサポートするのが民間であるとしたら、ではその民間の支援を県としてどうしていくとか、自分たちでできなければ。結構県はそういう民間に任せるのは得意なはずですから、そういうものはどんどんやっていくべきで、民間というのはすごく頼

りにされている、ひとり親の方々は民間のそういう支援団体を頼りにしている。そういうことであれば、そういうところをしっかりと使っていくということをしていけば、今までよりもっとひとり親にとってはいい環境になると私は思いますので、これからいろいろな制度設計を行っていく上で、民間を育てていく、民間の活動をさらに強めていくということを念頭に置いてぜひやってほしいし、民間の相談窓口も、これもやっぱり支援して行ってほしい。行政に行きたくないとか、相談に行きたくない方もいらっしゃるわけなので、そういうところにもぜひ配慮してほしいと思いますので、よろしくお願ひします。

○**米内紘正委員** 私もワクチン接種についてお聞きします。大方出ましたので、大きく2点だけ質問をいたします。

先ほども出ていましたけれども、情報発信のあり方についてであります。ワクチン接種に関する情報発信は大変大切だと思います。情報発信とか、あるいは報道のあり方によっては世論がワクチン接種を受けたくないというふうに大きく傾いてしまう危険性もあると思いますので、ここをこれまで以上に丁寧に発表していく必要があると思います。先日も報道の中で、ワクチン接種を受けた方が4日後にくも膜下出血で亡くなりましたというような報道がありましたけれども、私は素人なので、考えたら関係ないだろうと思うわけですが、そういうふうに出てくるわけです。その中で、これから県の基準といいますか、普通に考えたら日本国は1年に140万人亡くなっているわけですから、ワクチン接種を受けた人は1年以内に140万人亡くなるみたいな、そんな単純計算になってしまうわけですが、そうではなく、どういったものをこれから情報として発表していくのか。これまで世界では、どこまでをワクチン接種によるものとして指針としてきたのか、県はそれをどういった基準で判断して迅速に発表していくのかということをもし決まっていたらお知らせください。

○**吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監** ワクチン接種については、国で国内外の臨床試験の結果を踏まえて有効性だとか、副反応の安全性だとかの分析を行って薬事承認されたものと考えております。県独自の基準というものではなく、国の情報に沿って県民にお知らせしたいと考えているところでございます。

○**米内紘正委員** そうすると今回、くも膜下出血の件で、厚生労働省が発表したわけです。だから、多分国でもどこまで発表していくかというのは決まっていないのだろうなと思うのですが、もうワクチン接種が始まっているわけでございますので、今の段階では例えばワクチン接種を受けた方が4日後にくも膜下出血で亡くなったら、県としてはそういった発表をしていくという形になるのですか。

○**吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監** ワクチン接種を受けた方で副反応等が疑われる事例については、国に報告するという事になっておりますので、そういった内容に基づいて国に相談しながら対応していきたいと考えています。

○**米内紘正委員** まだ東北地方では始まっていないですが、その辺は来年度以降

慎重に発表していかないと、ワクチン接種を受けた方が交通事故で亡くなったのだとか、そういういろんな錯綜するところが、今こういう状況下だとあるので、丁寧に発表していただけたらと思います。

もう一点は、今ファイザー社のものを使っていて、これからモデルナ社、アストラゼネカ社と入ってくると思うのですけれども、こちら3社のワクチンというのは対象年齢とかというのは全部同じなのですか。

○吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監 ファイザー社については16歳以上という形で示されたところではありますが、ほかの2社についてはこれからの薬事承認になっていくということで、その薬事承認の過程の中で対象年齢等が示されるものと考えています。

○米内紘正委員 私がいろいろ調べている情報では、アストラゼネカ社とかモデルナ社の場合は18歳という数字も出てきているのです。そうすると、対象年齢がずれてしまったときというのは、県内でも16歳、17歳の方はどうするのだとか、ワクチンによっては16歳の人はファイザー社のものは受けられるけれども、それ以外のものは16歳、17歳は受けられないみたいな、そんな状況が出てきてしまうのかなと思うのですけれども、これは絶対16歳以上になるものなのですか。

○吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監 モデルナ社、それからアストラゼネカ社の対象年齢はこれからだと思いますが、ファイザー社であれば16歳以上対応可能ということですので、国から16歳以上はファイザー社で、例えばアストラゼネカ社は18歳ということもあり得るかもしれませんが、今後については今のところまだ情報がありませんので、お答えしようがないというところでございます。

○千田美津子委員 ワクチン接種について1点、きょうの質疑の中で、そうなのかということが幾つかありました。特にワクチン接種の予約です。どちらかという大体指定されて、その中から選ぶのかなと思ったら、個人の都合で市町村の窓口で予約できるということで、非常に安心したというか、かえって大変だろうなと思いました。

それで、県では相談センターを設置すると、それから市町村ではコールセンターを設置するということですが、設置の大体の見通し、いつころまでに設置をされる予定なのかお聞きいたします。

○吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監 まず、市町村のほうでは、先日一関市のほうで今月から設置するという報道もあったところではありますが、各市町村において随時コールセンターの設置は進んでいくと。ワクチン接種開始前に設置できるように取り組んでいくというところでございます。

それから、県の専門的な相談窓口でございますが、こちらについても3月中には設置するという予定で調整を進めているというところでございます。

○千田美津子委員 各市町村で遅い、早いが出てくるわけですが、ワクチン接種前ということは医療関係者についてもその前に設置をされるということですか。そうではなく

て、一般、高齢者とか、そういう部分について対応できるように、できるだけ早めに設置をするということなのでしょうか。

○吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監 市町村が設置する相談窓口につきましては、住民接種が始まるまでにというところでございます。

それから、県が設置する相談センターでございますが、当初医療従事者の接種は3月中旬以降という形でのスケジュールでございましたので、そういったスケジュールで調整しておりますが、医療従事者の接種が始まる前に県の相談窓口を設置するというのは、今のところは難しいという状況でございます。

○千田美津子委員 わかりました。よろしく願いいたします。

それでは、もう一点ですけれども、保健福祉部長や医療政策室長を初め新型コロナウイルス感染症対応で本当にこの間大変だったと思います。きょうは保健所の体制がどうだったのかなということで、質問をしたいと思います。最近何日間か発生していないということで、少しは落ち着いているのかなと思いますが、やはり相当大変な状況があったのではないかなと。そういった点で、保健所そのものの体制強化もさまざま指摘をされているわけですが、この間岩手県が、広い岩手県の中でも相互応援とかさまざまな中で対応されてきたと思いますが、その状況についてまずお知らせいただきたいと思います。

○下山副部長兼保健福祉企画室長 保健所間の応援ということで、クラスターなどが発生しますと、疫学調査や健康観察を初めさまざまな業務があります。それで、盛岡市保健所も含めてということになりますが、これまで延べ114日間で230人の保健師をクラスター発生で大変な状況になっている保健所のほうに応援するというので、相互補完でやってまいっております。

○千田美津子委員 合計で言うと1回につき何人くらいなのか、例えば中部保健所であると9日間、28人の方々が対応されたとか、本当に県央保健所が今一番多いのかな、41日間で92人の方々が一関市や奥州市、宮古市、釜石市、大船渡市あたりからも応援いただいているということで、本当に全県から来ていただいて、これを乗り切ったということだと思います。そういったことで、本当に御苦労さまだったと思いますが、ただやっぱりそれだけ、例えば県央保健所の41日間の不足ということは、やはり保健所体制が人的にも大変だということだと思います。

それで、今回の新型コロナウイルス感染症の状況を見て人員をふやす、そういうことも議論がされて、見通しもちよっと示されてはいるものの、やはりもっと岩手県全体、もし同時多発になったらどうだったろうと、そういうことを考えると、それぞれの保健所がもっと力を持つ、そして令和3年度もそういう部分ではまだまだ非常に危険性があるわけですから、そういう相互応援とはまた別の保健所のあり方をきちんと議論していく必要があるのではないかと思います。それらについて保健福祉部長はどのようにお考えでしょう。

○野原保健福祉部長 今のところ岩手県は県民の皆様、関係者皆様の努力があつて、幸いといいますか、首都圏のような感染爆発といったような状況に至らず、積極的疫学調査を丁寧にやって封じ込めができると、保健所ができるということで体制をとることができました。

ただ、一方で委員から御指摘があつたとおり各保健所、やはり岩手県は面積が大きくて人口が少ないものですから、小規模公所であります。クラスターがどんどん出ますと、1カ所当たりで数十人の積極的疫学調査、周囲の方々への聞き取り、それはその日のうちにやらなくてはなりません。これは大変な作業です。検体採取、健康観察、また支援の電話もしなくてはなりません。そういった意味で、臨機に全県で取り組もうということで周辺の保健所、場合によっては、地域によっては管内の市町村の保健師さんの応援をいただきながら、この難局を乗り切ったといったところでございます。

保健所の保健師については、また東日本大震災津波の際にも本当に頑張ってくださいました。17年前のSARSの際、2009年の新型インフルエンザの際、健康危機管理があるたびにこの保健所の体制ということは指摘され、2009年の新型インフルエンザの対応の検証の際も、国の中でもこういった健康危機管理を担うための保健所の体制というのは検証されたというふうに理解をしています。消防や警察と違って、保健所は24時間体制をとっていない中であつて、感染の対応、また精神科救急、365日、24時間対応しています。こういうふうな体制をどうしていくのかというのは、これは新型コロナウイルス感染症の検証を踏まえて、国でも体制強化の策をもちろん示していますけれども、どうあるべきかというのはしっかりと検証をして、保健所体制については国家的な議論が必要であろうと考えております。

一方、来年度の体制についても、きのう答弁させていただきましたけれども、まず10名退職される方がいますけれども、来年度の対応ということで10名程度臨時の採用、増員できる見込みであります。国が示している2年間で感染症対応の保健師をふやそうというプランを岩手県に機械的に当てはめると、ちょうど2年で10人という数字なのですが、その分ですぐは来年頑張るとということで我々も対応させていただきました。ただ、10名増員したから対応できるかというと、やはり一気にクラスターが出るとなかなか難しいという実態もあります。なので、そこは臨機に危機管理対応として、仕事を保健師にさせていただくという組織としての対応、これが本当に重要でございます。今も各保健所でも工夫して応援いただいておりますけれども、BCPの観点でここは不断に見直しをしてまいりますし、当然保健所を所管している我々としては体制を強化しなくてはならないという思いですが、一方で県庁全体の行政の考え方もございますので、その中であつて体制強化を進めてまいりたいと考えております。

○千田美津子委員 人をふやすのはいいと思つていても、いろんな制約があつて、ただその中でも10名を採用できるということで、決して多くはないかもしれませんが、頑張つていただきたい。オール岩手でのそういう連携プレーがすごくうまくいっているなど、

そういう部分を期待しながら今後についても対応をお願いしたいと思います。

一つ気になっている部分が、新型コロナウイルス感染症が発生する前というか、通常の保健師の活動があります。それらについてはどのようになっているか。やりながらということだったと思いますが、そちらについてはあまり影響はなかったのでしょうか、ちょっとその点お聞きします。

○**下山副部長兼保健福祉企画室長** 通常の保健業務でございますが、例えば精神対応とかは、日ごろでも夜間、休日問わず対応しております。先ほど御答弁申しました保健所間の応援というものにつきましても、個々の保健所の日ごろの業務なども加味いたしまして、まず支援できるところで支援しているところです。正直なところ各保健所ともかなり負荷はかかっておりますが、そういった日ごろの精神対応などを初めとして何とか乗り切っているという状況でございます。

○**木村幸弘委員** 私もワクチンの関係で質問いたします。大分皆さんからも質問が出ましたので、重複を避けて何点か質問しますが、医療従事者の関係から確認をしたいのですけれども、先ほど対象者が5万人ほどいるということでした。今回が9,750人分ということで、(2)の接種対象者に記載されているとおり、まずは新型コロナウイルス感染症の患者入院医療機関も選定するというふうな状況なのかということを確認したいと思います。

○**吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監** 新型コロナウイルス感染症患者の入院対応をいただいている医療機関の従事者については、大体1万1,000人程度というところがございますので、まだこの9,750人で満たされているというところではございませんが、9割方満たしております。

○**木村幸弘委員** わかりました。いずれ、まずはそうした形でワクチン接種を進めていくということですし、先ほど小野共委員からも国の取り組みとして、いわゆる先行接種の関係で御質問されたわけですが、本県の場合にはそれがなかったと。ただ、本県の場合は、今回そういう意味でいうと3月6日からスタートする医療機関従事者が初めてのというか、まず我々県民にとって身近なところで接種が始まる状況です。そういう意味での岩手県独自として、県でスタートした医療従事者に対する一つの先行接種事例として、何らかの情報を発信していくというか、そういった考え方がないのかどうかについてお聞きします。

○**吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監** ワクチン接種に関する情報につきましては、県民としてもかなり関心が高いというところがございますので、我々としてもワクチンの動きについては報道機関等を通じて情報を発信したいと考えているところでございます。

3月6日から医療機関のほうで準備が整ったところから接種が開始されるところでございますが、そういった情報についても報道機関や我々のほうからいろいろと情報発信

をしていきたいと考えております。

○木村幸弘委員 ぜひそうしていただいて、できるだけ県民に的確な情報と、あるいは安心感を与えていただくようなものをお願いしたいと思います。

次に、高齢者向けワクチン接種の関係ですけれども、これについては配分方法を含めて今調整中であるということですから、いずれにしても具体的に市町村との取り組みの中でさまざまなケースについても当然検討をしていくことが出てくるのだろうと思います。

私は、高齢者向けワクチンという一つのくくりの中で、接種者をどう考えていけばいいのかと思ったときに、高齢者には、元気なお年寄りもいますけれども、基本的には基礎疾患を持っている方々が圧倒的に多くて、特に新型コロナウイルス感染症との関係で、基礎疾患をお持ちの高齢者の方々については、場合によってはより早期の接種という一つの先行手段があるかと考えるわけです。

そうした部分について、先ほどのコールセンターにみずから希望して予約を取るというだけではなくて、やはり一定の優先の考え方というか、何かしらの工夫や検討が、場合によっては必要なのではないかと思います。もう一つは集団接種、共同接種、どちらの言い方が正しいのかわかりませんが、基礎疾患を持っている高齢者は、私もそうですけれども、基本的には毎月1回あるいは2回かかりつけ医にかかっています。その場合に、例えばインフルエンザワクチンの接種のときには、私はかかりつけ医から促されて接種をしました。つまり基礎疾患を持っているために、かえってワクチンを接種してくださいと促されます。そういうことを考えますと、集団接種という形の対応だけではなくて、常日ごろからかかりつけ医があつて、基礎疾患のデータをきちんと押さえていただいているドクターの対応が可能であれば、基礎疾患を持っている方についての接種の方法として、個人接種も一つの考え方としてあるのかどうか、可能なのかどうか、お考えがあればお聞きしたいと思います。

○吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監 高齢者の接種に当たりまして、今回第1弾から第4弾までということで55箱が届くというところでございます。第4弾については33箱ということで、これは1市町村1箱ということでの配分になっているというところでございます。4月に第1弾、第2弾、第3弾の部分については22箱というところで、全市町村に1箱ずついくにはちょっと足りないというところでございます。各市町村においては、これから高齢者接種、それから一般接種まで多数の方々の接種をしていかなければならないということでもありますので、安全かつ迅速に接種できる体制を構築していくというところでございます。一気にすぐできるというものでもございませんので、今回の22箱から55箱を使って接種における課題等を洗い出しながら、スムーズに接種体制を整備していくためのものというような位置づけでやっていくのかなと考えております。

その中で、どういった方を対象にするかについては、各市町村の考え方もあろうかと

思います。一つは、高齢者かつ基礎疾患を有している方という方もあろうかと思ひますし、あとは入所施設での接種をやってみて課題等を洗い出しておくというようなこともあろうかと思ひます。各市町村において現場の考えでここは対応していただければどうかと思ひています。

それから、基礎疾患を持った方のかかりつけ医との相談ということですが、まさに基礎疾患を持った方は、症状や基礎疾患の内容にもよるかと思ひますが、かかりつけ医に相談しながらワクチン接種を検討していただければいいのかなと思ひております。集団接種のみならずかかりつけ医での接種という部分もできると考えておりますので、こういった個別接種と集団接種を組み合わせながら進めていきたいと考えております。

○小林正信委員 私もワクチン接種のことで、市町村の連携について一般質問でもお伺ひしたのですけれども、常に市町村とは情報共有をしてまとめていらっしゃるということで、システム関係のことをまず聞きたいのですけれども、今、Vシステムが市町村でも導入されているという形ですか、その点聞きたいということ。

あと今後ワクチン接種記録システムの導入もあると伺ひておりますけれども、このスケジュール。あとはやっぱり、Vシステムとワクチン接種記録システムと、こういうシステムがかなり、市町村との連携の中で負担がかかっているという意見とか、あるいは国に上げてほしいという要望があったのかどうかというのを確認させてください。

○吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監 まず、システムの関係でございますけれども、各市町村では予防接種の予診票を発行するというもともとのシステムもあります。その中で、今回全国民、16歳以上の方が今のところ対象になりますが、ワクチン接種を円滑に進めるために、Vシステムというところで国のほうが今動いているというところがございます。ただ、予定されている全ての機能が既に稼働しているということではなくて、一部稼働しているというような状況でございます。

それから、あとはワクチン接種記録をマイナンバーとひもづけるというような報道もありますが、そちらについては今のところ内容、仕様についてもまだ国のほうから示されていないというところがございます。国のほうでは速やかに開発、そういった情報を示すということではありますが、現時点においては示されていないというところがございます。

Vシステム、それからワクチン接種記録システムということで、市町村においても非常に負担になっているというところがございます。こういった部分についても市長会、町村会、そういったところから県に対しての要望、それから県も国に対して全国知事会を通じて要望しているというところがございます。

こういったまさに業務がふえているという部分の負担について、国のほうでは接種事務に係るかかり増し経費については、補助金の形で地方自治体のほうに補助金を用意しているというところがございます。会計年度任用職員等の採用によって対応することも補助金の対象となりますので、そういったところを活用しながら対応していきたいとい



うふうに考えております。

○**小林正信委員** やっぱりそういった部分が市町村は不安に思っているのかと。県としても国に上げたりとか、市町村の意見をしっかり吸い上げていただきたいと思えますけれども、市町村との情報共有、また課題の共有というのはどれくらいの頻度でどういう形で行うのかお聞きします。

○**吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監** 市町村との情報交換につきましては、市町村との情報交換会というウェブ会議、全市町村とつなげた会議については2回実施しております。このほかに、現在郡市医師会等で具体的な調整を進めているという部分がありますので、そういった際に県としてもその会に参加したりして意見交換を行っているということです。全体の会議、それから圏域別での会議という形で市町村とは情報共有を図りながら進めているというところでございます。

○**小林正信委員** 課題山積な状況になってくるのかなと思うので、そういう密接な市町村との連携をぜひお願いしたい。あと医療従事者の優先接種について、どこまでを医療従事者として見るのか決まっているのかなということ。例えば助産師とか、あとはあるところでは、看護学生がなかなかこのコロナ禍で実習が受けられないと。例えば看護学生に受けさせてあげたい、教官の方を優先に接種させてあげたいという意見も出たりとか、既に5万人とおっしゃったのですけれども、そういう医療従事者の範囲をどこまで広げるのか、決まっているのかどうかという部分もお聞きしたいと思います。

○**吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監** 医療従事者の範囲については、随時拡大しているというようなところは実際ありますが、委員から御紹介ありました看護学生についても、医学部の学生の実習が認められているということがありますので、看護学校の実習についても、実施する医療機関の判断によりますが、対象になるということでございます。それから、助産師についても対象になるということでございます。

○**小林正信委員** この医療従事者もどこまで拡大するのかというのもそうですけれども、市町村としても優先接種する人をどこまで拡大していいのかというのをかなり迷っているのではないかなと。例えば御意見いただいたのが、ワクチン接種する高齢者の方が例えば車椅子だとしたら、車椅子を押していく人がいますので、その方もそのとき一緒にやったらいいのではないかとか、高齢者の優先接種のさまざまな部分で、この人もやったほうがいいのではないかと、どこまで広げていいのか、自治体の裁量がどこまで認められているのかというのが自治体としては悩みどころなのかなと。ある程度ここまでと決めないと、自治体もこの人はやっていいといたらどんどん広がって行って、隣の自治体では受けられたのにうちは受けられないみたいな、そんな話にもなるのではないかなと思います。それは国として決めるべきなのか、あるいは県としてここまでとするのか。高齢者の優先接種は、ここまでの人が受けられるというのを決めるのは、国なのか県なのか、果たして自治体なのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○**吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監** まず、ワクチンは随時配給されてい

るといような状況もありますので、国において、まず優先接種の順位を決めていると。これは、専門の先生方からも意見を聞いた上で決められたというところではありますが、まずは医療提供体制の確保、こちらがまず一つの目標。もう一つは、重症化リスクに応じた優先接種の順位ということで、現在の医療従事者、高齢者という形での優先順位が決められているというところでございます。

そういったことから、各自治体で独自の優先順位を決めるという部分については、今のところ認められていないというところではありますが、ただ特例として、例えば高齢者の人口がおおむね 500 人程度の離島と、あとそれから 500 人未満の市町村というようなところについては、ワクチンの配給量が十分な場合であれば、委員の御紹介あった方についても接種可能というようなところで、そういった特例が一部認められているというところでございます。

○**小林正信委員** わかりました。ではそのあたりは、ここまでというのを県としても示していただければ、自治体も安心し混乱が生じないのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、ワクチン接種に係る費用負担についても自治体は不安に思っているところのかなど。例えば、接種会場までかなり遠い高齢者の方はタクシーを使ったり、あとは自治体ではデマンド交通は使えないのかとか、どこまでの費用を国として見ていただけるのかという基準も、これも来ていないのかもしれないですけども、ここもやっぱり自治体は不安なのかなど。そういうところもある程度国のほうからは来ているのですか、ここまでお金を使っていいとか。あるいは、例えば市町村がワクチン接種記録システムに登録する人を雇ったお金とか、そんな細かいことも言われていましたけれども、そういう部分は国から来ているのか、それが自治体にちゃんと示されているのかというのをお聞きしたいと思います。

○**吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監** まず、ワクチン接種に係る費用につきましては、河野新型コロナウイルスワクチン接種担当大臣も参議院の予算委員会で、国で費用を負担するというような発言をしているということでもありますので、かかる経費については国のほうで対応していただけるものと考えております。

それから、交通費の支援というような話もあったところではありますが、移動経費についても例えば集団接種会場までの移動手段としての交通費、バスだとか、そういったものを仕立てるための送迎用バスの経費だとか、地域の交通事情に応じて接種者の利便性、それから効率性が見込まれる場合については補助の対象にするということで、国で対応していただくというところでございます。ただ、これがワクチン接種を受ける方全てということではなく、あくまで利便性の向上だとか、地域の事情によってというところでございますが、そういった対応を国でしていただいているというところでございます。

こういった取り扱いについては、各市町村にも連絡をしていくというところでございます。

○**小林正信委員** わかりました。財源の部分は、各自治体でもどうしようかとかなり悩んでいるのでしょから、例えばその部分を県としてもできればフォローしていただければと思います。

1点通告しておりませんが、関連でよろしいですか。先ほどの佐々木努委員の関連ですけれども、ひとり親家庭等応援サポートセンターの相談件数が9月から49件ということでしたけれども、これは延べ49件なのか、それとも49人のひとり親の方からの相談だったのか、そこをお聞きしたいと思います。

○**日向特命参事兼次世代育成課長** 件数につきましては、延べの件数になりますが、ただお一人の方が複数回利用されている場合もありまして、その数え方はちょっと難しいのですけれども、例えば分類上別々の相談を1人の方がした場合であっても、それは2件というふうに数えたりしていますので、延べ相談件数という整理をさせていただいております。

○**小林正信委員** 9月開設で49件という、これは割る6だと月8件ぐらいということだったので、なかなかこれは多いのか少ないのかというのがちょっとあり、ひとり親家庭等応援サポートセンターの取り組みというのはどういうものだったのかなと。困窮者を支援するというのは、待ちの姿勢というよりも出向いてサポートしていくという、これは2人しかいらっしやらないところだったら大変なのかなと思うのですけれども、例えばひとり親家庭等応援サポートセンターでフォローするのは、本当に大変なひとり親のところとか、各市町村から上がってくる本当に大変なひとり親をアウトリーチで支援するとか、ひとり親家庭等応援サポートセンターでただ待っているだけという感じで、この6カ月間くらいされておられたのか、あるいは出向いてアウトリーチみたいなことをされていたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○**日向特命参事兼次世代育成課長** 具体的な相談内容でございますけれども、幾つか資料をひとり親家庭等応援サポートセンターのほうから取り寄せておりまして、その中で、例えばですけれども、1回の相談時間が約2時間ぐらにかかっているとか、あるいは親の通院だったり、福祉サービスの利用をするための障がい者の相談事業所なりに同行したりとかというような例もあるようでして、どちらかというと待つて何か電話で相談を受けて、はい、終わりというよりは、寄り添った形でかなり濃密に支援している例が多いところです。

○**小林正信委員** そういう支援が必要なのかなというふうに思うと同時に、2名だとこれはかなり大変なのかなというふうに思っておりますので、ここは充実させていっていただきたいなど。

あと、この2名だけで県内全部のひとり親をそういう形でサポートするというのは本当に大変なような気がいたしますので、市町村のやる部分もあるのでしょうか、人員の拡充等をぜひお願いして終わりたいと思います。ありがとうございました。

○**神崎浩之委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** ほかになければ、これをもって保健福祉部関係の審査を終わります。保健福祉部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

この際、14時55分まで5分間休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**神崎浩之委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、医療局長から発言を求められておりますので、これを許します。

○**熊谷医療局長** 委員の皆様にご説明したい案件がございますので、お許しをいただければ資料をお配りいたしまして御説明したいと思いますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○**神崎浩之委員長** ただいま医療局長から資料配付の申し出がありましたので、これを許します。

〔資料配付〕

○**熊谷医療局長** それでは、説明させていただきます。

県立胆沢病院に勤務する職員が2月に盛岡市内の商業施設で窃盗を行い、本日逮捕されるという不祥事が発生いたしました。逮捕された職員の職、氏名等がございます。胆沢病院薬剤科次長、室月俊二、56歳、男性でございます。

2月に盛岡市内の商業施設で10万数千円相当の物品を盗んだ疑いで本日8時30分に逮捕されたという情報が入ってまいりました。警察からの聴き取りでは、容疑についてはおおむね認めているということであります。現段階では、これ以上の情報は確認できておりません。

4の関連事項のところでございますが、この職員は先般胆沢病院の病院物品、プリンターを窃取し、オークションサイト等で転売するという事案を起こした人物と同一人物でございます。本日懲戒免職処分を行う予定としておりました。本日中に本人に懲戒免職の辞令を交付いたす予定としております。懲戒処分前ということで自宅待機中でしたが、この待機中に重ねてこのような不祥事を起こしたものでございます。

県を挙げて不祥事の発生防止に取り組んでいる中、また新型コロナウイルス感染症への対応に全力で取り組んでいる中、重ねてこのような事案が発生いたしましたこと、誠に遺憾であり、委員の皆様、県民の皆様に深くおわびいたします。県民の皆様に良質な医療を提供することが使命の県立病院の職員がこのような問題を起こしたことは言語道断であります。信頼回復に向けて全力を挙げて取り組んでいかなければならないものと考えています。今回の事案につきまして重く受けとめているところでございます。再発防止に努めて県民の皆様の信頼回復に向け、全力で取り組んでまいります。大変申しわけございませんでした。

○**神崎浩之委員長** ただいまの医療局長の報告につきまして質疑、御意見等がある場合

は、付託案件の審査終了後、この際をお願いいたします。

次に、医療局関係の議案の審査を行います。議案第 66 号令和 2 年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小原医療局次長 令和 2 年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第 4 号）について御説明申し上げます。議案（その 3）の 65 ページをお開き願います。

議案第 66 号令和 2 年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第 4 号）ですが、これは現時点における年間収支の見通しに基づく予算の過不足を調整しようとするものです。

まず、第 2 条の業務の予定量についてですが、患者数につきましては新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、年間延べ患者数を入院は 107 万 3,000 人、外来は 167 万 1,000 人とそれぞれ見込むものです。

第 3 条の収益的収入及び支出、次の 66 ページの第 4 条資本的収入及び支出につきましては、後ほど予算に関する説明書により御説明いたします。

67 ページに参りまして、第 5 条債務負担行為につきましては、千厩病院冷房施設改修工事に係る事業の進捗に合わせまして所要の調整を行うものです。

第 6 条企業債につきましては、事業費の確定に伴う所要の調整を行うものです。

第 7 条議会の議決を経なければ流用することのできない経費及び第 8 条のたな卸資産購入限度額につきましては、それぞれ給与費及び材料費等の補正に伴い、所要の調整を行うものです。

それでは、予算に関する説明書 349 ページをお開き願います。補正予算の実施計画につきまして御説明いたします。

まず、収益的収入及び支出についてです。収入ですが、第 1 款病院事業収益、第 1 項医業収益、第 1 目入院収益 4 億 4,500 万円余の減額、2 目外来収益 7,700 万円余の増額は、第 3 号補正予算における入院、外来収益について、その後の新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえて所要の調整を行うものです。

3 目その他医業収益 1 億 7,200 万円余の減額は、一般会計負担金の減少などによるものです。

第 2 項医業外収益、2 目補助金 14 億 9,200 万円余の増額は、新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金等の増加などによるものです。

350 ページをお開き願いまして、6 目その他医業外収益 1 億 9,800 万円余の減額は病院賠償責任保険給付金の減少などによるものです。

これらにより収入計の補正予定額を 6 億 5,000 万円余の増とし、総額を 1,123 億 5,700 万円余と見込むものです。

支出ですが、第 1 款病院事業費用、第 1 項医業費用、2 目材料費 14 億 3,000 万円余の減額は、薬品費などの減少によるものです。

3 目経費、4 億 7,400 万円余の減額は光熱水費及び燃料費の減少などによるものです。

351 ページに参りまして、第4項特別損失2億6,500万円余の増額は旧南光病院の土地売却損の計上などによるものです。

これらにより、支出計の補正予定額を16億1,600万円余の減とし、総額を1,126億600万円余と見込むものです。

この結果、補正後の差引損益は2億4,800万円余の赤字、特別利益、特別損失を除いた経常損益では1億1,500万円余の赤字と見込むものです。

続いて352ページをお開き願ひまして、資本的収入及び支出につきまして御説明いたします。収入ですが、第1款資本的収入、第1項企業債5億5,000万円の減額及び3項補助金4億2,400万円余の増額は、事業費の確定に伴う財源の整理等を行うものです。

353ページに参りまして、支出ですが、第1款資本的支出、第1項建設改良費、2目建物費1億9,100万円余の減額、3目医療器械費4億2,400万円余の増額は、事業費の確定により所要の調整を行うものです。

なお、355ページ以降の変更予定キャッシュ・フロー計算書、給与明細書等につきましては、ただいま説明をいたしました予算の補正に伴う変更あるいは補正内容の明細でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○**神崎浩之委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○**名須川晋委員** それでは、ただいまの県立病院職員の窃盗事件の発生についてということで報告がありました点についてお聞きします。

この薬剤科の次長は、きのうまではどういう立場にあったわけですか。自宅待機ということで、近日中に懲戒免職処分を行う手続だということでしたが、自宅待機ということなのか、県とプリンタートナーの金額を支払うということを示談を進めていたのか、あるいは起訴されるというタイミングを待っての近日中というところだったのか、その事実を教えてください。

○一井職員課総括課長 当該職員につきましては、現在職務を免除して自宅で待機しているという状態になっておりました。警察で被害届が出た1月から捜査をしております、その事実確認をしながら当方では処分の準備をしていたというところでございます。

○名須川晋委員 そうすると、起訴される、されないというところまでもまだいっていない状況ということでよろしいのでしょうか。

○一井職員課総括課長 起訴につきましても、まだ警察のほうで起訴されたという情報は我々のほうでは把握しておりませんでした。

○名須川晋委員 一度こういう形で窃盗事件を起こした中で、さらに10万数千円相当の商品を窃取したということでございますので、善悪の判断がつかない状況になっているのか、いわゆる心神耗弱の状況なのか。そうすると、またあまり深く否定するようなこともできない状況にあるかもしれませんけれども、これまでの勤務状況、態度について、その勤怠管理と申しますか、無断で休むといった、そういうふうなことがあったかどうかについて、最後これで質問を閉じさせていただきたいと思えます。

○一井職員課総括課長 当該職員のこの事案が発覚するまでの勤務態度につきましては、所属長のほうで確認をしておりましたが、通常どおりの勤務をしていたというふうに把握しております。

○小野共委員 私も何点か。この県立病院職員による窃盗事件、これ単純に聞きますけれども、10万数千円の商品という、これ何ですか。

○一井職員課総括課長 警察の情報によりますと、商品名というか物品は我々も把握しておりませんので、それが何であるかというのはこちら承知していないところでございます。

○小野共委員 そうすると、記者会見でもこれは発表しないということなのですね。

○一井職員課総括課長 はい、把握しておりませんので、このままといいますか、10万数千円程度の物品ということで記者会見のほうでも公表したいと考えています。

○小野共委員 事実関係というか、この事件の経過をお伺いしたいのですが、2月に商品を窃取して本日逮捕されたと。2月にその事件があつてから取り調べか何かあつて、警察で任意か何かで調べられていて、きょう8時半に発覚したと、認めたということなのですか。ということは、何を聞きたいかという、これは医療局のほうで知っていたということですか。

○一井職員課総括課長 当方では、けさ逮捕後に所属のほうで警察と連絡を取ったときにそういった情報提供がございました。ですので、それ以前からこういった捜査をしているということも把握しておりませんでした。

○熊谷医療局長 補足させていただきますと、きょう病院のほうから警察のほうに電話を入れたというのは、プリンタートナーの捜査状況がどうなっているか、私どもも把握する必要がありまして、定期的に担当の所轄の警察へ連絡を入れておりました。その際

に、警察から実はこういう事件があって、本日逮捕したという話が朝一に入ってまいりました。逮捕ということになりますと、きょう恐らく警察では公表するであろうという想定のもとに、今回こういった事案が発生いたしましたことをこの場で御説明申し上げ、おわびさせていただいた次第でございます。ということで、私たちも警察からほとんど詳しい話は聞いていない状況でございます。大変申しわけございません。

○千田美津子委員 全然話は別になります。新型コロナウイルス感染症関係で、令和2年度は本当にいろいろ現場も大変だったと思います。そういう中で、全国的には看護師に対するさまざまな風評というか被害があったりとかで、辞められる方が心配されているところですが、県の医療局の職員においては退職の状況はどのようになっているのか、一つお聞きします。

それから、通常でも本当に現場は大変な看護師不足ということで、いろいろ確保計画を立てながらふやしてきたと思うのですが、令和2年度の採用がどのようになっていたか、それから計画に対してどういう状況にあるのか、その点お聞きします。

○一井職員課総括課長 今年度の看護師の退職状況についてでございます。定年退職、勸奨退職を除いた退職者数が72人となる見込みでございます。昨年度末実績である85人から13人少ない状況になっております。

それから、看護師の採用について、今年度は年4回採用試験を実施したところでございます。採用予定人員203人に対して265人の応募があったところでございます。

それから、退職者につきましては、退職理由を各病院のほうで聴取したりして把握しておりますけれども、新型コロナウイルス感染症を理由とした退職というふうな声は把握しておりません。

○千田美津子委員 そうしますと、新型コロナウイルス感染症を理由にした退職はないということで、それはわかりました。

採用の部分でありますけれども、採用予定、今年度が203人に対して応募者が265人、そして実質採用した数、合格者数はどのようになっていたのでしょうか。

○一井職員課総括課長 合格者数は、合計で173人になっております。

○千田美津子委員 そうしますと、採用予定203人に対して173人ですから、30人予定より少ないわけですが、応募が決して少なかったわけではないと思うのですが、予定より30人少ないという状況が続くとやっぱり大変になってくると思いますので、これを予定どおり確保できるような対策が何か必要ではないかと思っておりますので、その点一つ。

それから、助産師の採用をかけたようですが、それについて応募はあったのかな、でも採用できなかったというような状況だと思いますが、助産師の全体の数と現状、相当少ない、8人の予定に対して合格者がゼロということのようなのですが、これについてはどのような状況にあるのかお聞きします。

○一井職員課総括課長 先ほどの採用試験の合格者数につきましては、辞退をする方とかおりますので、採用予定数自体はそれを盛り込んで203名としております。実際に合



格を出した 173 人については、今年度の退職者に対する補充という部分で必要な人員を確保しているという現在の状況でございます。

助産師につきましては、採用試験自体は予定者数に対して応募者数が少ない状況になっておりまして、それについて現在特別募集ということで、2 回ほど追加での採用試験を実施しているところでございます。各病院のほうの助産師の体制については、一部待機などさまざま待機体制を取りながら助産師の不足がないよう取り組んでおります。助産師については特に不足職種でございますので、内部の養成をすとか、あとはこういった年間を通じた特別募集も絡めて連続して募集を強めるとか、そういったことで引き続き確保に努めてまいりたいと考えております。

○千田美津子委員 助産師については、やはり民間も同じく大変な不足の状況があるようです。奥州市で、実は4月から産科をやめるところは、助産師さんがいなくなった、ということでやれなくなったということのようなのです。県全体としても助産師を確保しないことには、やっぱりいろいろな影響がありますので、今後とも助産師確保対策を医師確保と同様にいろいろなアンテナを高くしながら、ぜひ支援というか、お願いをしたいなと思っておりますので、もう一度お願いいたします。

○一井職員課総括課長 助産師については、我々のほうでも看護師の確保とあわせて特に不足をしておりますので、確保については強化をしてまいりたいと思っております。

それから、学生の中には看護師を目指して、それから助産師になりたいという方が看護師として入ってきます。このため、県立病院で採用してから内部養成ということで、助産師学校に派遣して内部で助産師を養成するというのを継続的にしており、来年度も数名の派遣を予定しております。看護師確保にもつながりますので、引き続きこういった取り組みをしていきたいと思っておりますし、あと県立大学等とも助産師の養成校を含めて県立病院の周産期の病院を見学すとか、そういった県立病院の状況を理解してもらうような取り組みを継続してやっています。引き続き確保を強化してまいりたいと考えています。

○千葉伝委員 県立病院の職員の件です。議場での話になるかもしれないし、この際ということでお聞きしたいと思っております。

この男性は続けて2回窃盗ということで、そうするとそういう癖があるものかどうか、それはわからない。ただ、過去のそういうようなことについてはまた警察が調べるでしょうから、ぼろぼろ出てこなればいいなという思いでいます。

それは置いておいて、この職員は本日付で懲戒免職の処分ということですよ。そうすると、これまでは自宅待機をしていたと、その間の給料関係はどうなっていたかという話で、もし給料の分が例えば減額とか何かになっていて、きょう辞めれば何かのまたさらに給料を返せとか、そんなこともあるのかどうか聞かせてください。

○一井職員課総括課長 現在この職員の給与は支給されております。本日付で懲戒免職処分になりますので、きょうまでの給与を支給するという考え方でございます。

○三田地医療局次長 こういったケースの職員の取り扱いでございますが、例えば警察に起訴されて、逮捕されて、身柄を拘束されたとか、取り調べを行うというような状況になった場合には、公務員としては刑事休職という制度がございます、休職になるのですけれども、今回のケースはまだそこまで至っていない。警察が調査をしておりますけれども、身柄が拘束されているわけではないので、ただ業務に従事させるのは適当でないという判断で自宅待機を命じていたという取り扱いになります。

それから、1月に被害届を出した後の経過なのですけれども、県立病院としての被害もございましたので、その協議を行っております、2月4日に当局で被害相当と言っていた七百数十万円を先方から振り込みいただいたところでございます。

それから、並行して免職をするためには、こういう技能職員の 경우에는労働基準法が適用になりますので、労働基準監督署のほうで所定の手続を踏まなければならないということで、その手続を行って、たまたまきのう労働基準監督署のほうから許可が出て、すぐ処分しようという、そういう状況にあったということを補足させていただきます。

○神崎浩之委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 なければ、これをもって医療局関係の審査を終わります。医療局の皆様は御苦労さまでした。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。